

平成 21 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

東京医科歯科大学

平成 22 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織（実施体制）	8
基準3 教員及び教育支援者	12
基準4 学生の受入	16
基準5 教育内容及び方法	19
基準6 教育の成果	32
基準7 学生支援等	36
基準8 施設・設備	40
基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	43
基準10 財務	48
基準11 管理運営	51
<参 考>	57
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	59
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	60
iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	62

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しました。この認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

21年7月	書面調査の実施 財務専門部会（注1）の開催（書面調査の基本的な進め方の確認等）
8月～9月	評価部会（注2）、財務専門部会の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） 運営小委員会（注3）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整）
10月～12月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月～22年1月	運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
1月	評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成22年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

赤岩英夫	元 群馬大学長
鮎川恭三	元 愛媛大学長
池端雪浦	前 東京外国語大学長
江上節子	武蔵大学教授、東日本旅客鉄道株式会社顧問
尾池和夫	国際高等研究所長
大塚雄作	京都大学教授
岡本靖正	前 東京学芸大学長
荻上紘一	大学評価・学位授与機構教授
梶谷誠	電気通信大学長
金川克子	神戸市看護大学長
北原保雄	元 筑波大学長
○小出忠孝	愛知学院大学長
河野通方	大学評価・学位授与機構評価研究部長
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
後藤祥子	前 日本女子大学長
小林俊一	秋田県立大学長
小間篤	科学技術振興機構研究主監
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
佐藤東洋士	桜美林大学長
鈴木昭憲	前 秋田県立大学長
永井多恵子	前 日本放送協会副会長
ハンス ユーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森本尚武	元 信州大学長
山内芳文	大学評価・学位授与機構教授
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
鮎 川 恭 三	元 愛媛大学長
岡 本 靖 正	前 東京学芸大学長
◎荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
北 原 保 雄	元 筑波大学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
小 間 篤	科学技術振興機構研究主監
鈴 木 昭 憲	前 秋田県立大学長
福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
森 本 尚 武	元 信州大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第9部会)

恵比須 繁 之	大阪大学教授
荻 上 紘 一	大学評価・学位授与機構教授
栗 原 英 見	広島大学教授
鈴 木 修	浜松医科大学教授
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構教授
◎福 田 康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前 原 澄 子	京都橘大学看護学部長
◎八 竹 直	前 旭川医科大学長
山 内 芳 文	大学評価・学位授与機構教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

赤 岩 英 夫	元 群馬大学長
北 村 信 彦	公認会計士、税理士
○佐 藤 東洋士	桜美林大学長
清 水 秀 雄	公認会計士、税理士
◎和 田 義 博	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準11のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。また、対象大学の目的に照らして、「主な優れた点」、「主な改善を要する点」等を抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準11において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「改善を要する点」及び「更なる向上が期待される点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」、「iii 自己評価の概要」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成21年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

東京医科歯科大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 医療管理政策に携わる専門職の養成を図るべく、病院管理者並びに医療政策等の立案に携わる社会人を主な対象として、四大学連合（東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学）によるMMAコースを開設している。
- 文部科学省教育GPに平成20年度に「下級生が上級生に教わる歯科臨床体験実習」及び「医療と造形」が採択されており、特色ある教育が展開されている。
- 文部科学省特色GPに平成17年度に採択された「医歯学シミュレーション教育システムの構築」及び文部科学省現代GPに平成19年度に採択された「ICT活用教育と従来型臨床現場実習の連携」により、ICTを活用したシステムを構築して、成果を上げるなど指導上の工夫がなされている。
- 文部科学省現代GPに平成16年度に採択された「国際的医療人育成のための先駆的教育体系」を踏まえた「国際性豊かな医療人・世界的競争に打ち勝つことのできる研究者の養成」（平成20年度文部科学省政策課題対応経費）では、海外での学生の研究・研修の機会の拡大、海外での臨床実習、研修、研究を支援する英語学習プログラムの体系化等の取組が行われている。
- 文部科学省大学院GPに平成19年度に採択された「大学院から医療現場への橋渡し研究者教育」では、医歯工連携を基盤にして、課程修了後も研究を継続して診療現場との橋渡し役となる工学的センスを持った医療（歯学・医学）の高度専門職能人の育成に努めており、「国際産学リネージュプログラム」では、生命情報科学教育部で養成する人材が修了後、国際社会貢献ができるように大学院として支援することを目的としている。また、平成20年度に採択された「歯科医学における基礎・臨床ボーダレス教育」では、基礎・臨床融合型教育研究システムを構築し、優れた研究能力等を備えた臨床歯科医等の育成、臨床指向型研究分野で世界をリードする研究者の育成を行い、「看護学国際人育成プログラム」では、グローバルな素養と見識を習得するためのアカデミックトレーニングを実施し、看護学国際人の育成を図っている。
- 文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に平成17年度に採択された「看護系大学教員の博士号取得推進プログラム」では、看護系大学の若手教員が、在職のまま博士号の取得を推進することを目的として、学生が在職する大学教員との連携による指導を実施し、「生命情報科学国際教育プログラム」では、英語による大学院教育を実施し、日本語を解さない学生もトップレベルの大学院教育を受けられる体制を整えている。平成18年度に採択された「医歯学領域における次世代高度専門家教育」では、医学・歯学領域の次の世代を担うオピニオンリーダーを育成することを目的として、選抜された学生に対して教育を行っている。
- 文部科学省21世紀COEプログラムに平成15年度に採択された「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」及び文部科学省グローバルCOEプログラムに平成20年度に採択された「歯と骨の分子疾患科学の国際教育研究拠点ーデント・メドミクスのインテリジェンスハブー」では、歯と骨の分子疾患科学について、世界最先端の研究を展開し、併せて次世代を担う国際的に活躍する若手研究者の養成に努めている。
- 国家試験の合格状況や就職先からの評価から、教育の成果が高い。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

医学・歯学等の医療系に特化した大学の教育理念として「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の養成」、「自己問題提起、自己解決型の創造的人間の養成」、「国際性豊かな医療人の養成」を掲げ、中期目標の中でこうした教育理念をより具体的に示した目標（「世界水準の医歯学系総合大学院重点大学として研究機能を一層強化する」、「四大学連合を活用し、複合領域における研究、教育連携を深める」、「教養教育の一層の充実を図り、人間性豊かな医療人の育成に努める」、「自己問題提起・解決型の創造的人間の養成を図る」、「国際性豊かな医療人・世界的競争に打ち勝つことのできる研究者の養成を図る」、「患者中心の医療を実践する人材を育成するための医学・歯学教育プログラムの研究開発を推進する」、「国際化に即応した外国語教育や交換留学生制度のための取り組みを推進する」など）を定めている。さらに、各学部学科・研究科等においては、この目標及び各学部学科・研究科等の特色を踏まえ、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院学則に「本大学院は医学、歯学及びそれらの相互関連領域に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。また、各研究科等における教育研究上の目的に関する要項において、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

基本的な目標は、中期目標に掲げられており、ウェブサイトにも掲載している。また、教育理念については、大学概要、大学案内、学生募集要項等やウェブサイトに掲載している。基本的な目標については、ウェブサイト上の周知に加え、毎年度、上半期と通期の2回にわたって各学部学科・研究科等における中

期目標の進行状況調査を実施しており、各教授会等の議論を通じて教職員に周知している。教育理念については、上記の各種冊子及びウェブサイトを通じて周知するとともに、新入生オリエンテーション等においても周知を行っている。また、社会に広く公表するという点からは、ウェブサイトへの掲載に加えて、大学案内、学生募集要項の配布、入試説明会・オープンキャンパス・大学院入学説明会での周知を行っている。

なお、国際化に対応するとともに、より多くの人々に当該大学の目的を周知するために英語版の大学概要及びウェブサイトを作成している。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

医療系の総合大学として、学士課程の教育研究を担う、医学部医学科、医学部保健衛生学科、歯学部歯学科、歯学部口腔保健学科の2学部4学科及び教養教育を担当する教養部を擁している。これらの学部学科及び教養部は、大学の教育理念及びそれに基づいた各学部学科等の教育研究目的に沿って、優れた医師、歯科医師及び看護師、臨床検査技師、歯科衛生士等のコメディカル・スタッフの輩出を目指して教育研究活動を行っている。

これらのことから、学部及びその学科の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

- 2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

平成3年の大学設置基準の大綱化の際、ほとんどの国立大学が従来の教養部を廃止した中で、教養部を存続させた極めて少ない大学である。教養部は教養教育の責任部局として、学士課程に入学したすべての学生に教養教育を実施することを目的として設置され、学部学生は入学後最初の2年間（保健衛生学科及び口腔保健学科は1年間）、主として全学共通科目を履修している。

全学共通科目は、自由教育科目群、基礎教育科目群、連携教育科目群のカテゴリーに分けられている。自由教育科目群では、人文・社会・自然科学系科目を適切に配置し、教養教育の要となる言語による抽象的記号への習熟と論理的推理力の訓練のために、読書力と書く能力の強化を目指している。基礎教育科目群では、必要となる科目の教育内容を選別して必修化し、学力別クラス編成の下で、一貫性・系統性のある編成を行っているほか、統一的な試験によって達成度を評価するとともに、補習授業を整備している。連携教育科目群（医学部保健衛生学科、歯学部）では、専門教育への動機付けを行うとともに、患者と医療従事者との関係について早期トレーニングを開始し、また、医療倫理を理解するため、専門課程教員と連携して教育を行っている。医学部医学科では教養教育をより効果的なものとし、専門教育との円滑な移行のためにMIC（医学導入コース）を行っている。

こうした教養教育を行うために、教養部には、平成21年5月1日現在、専任教員として教授9人、准教授10人、助教2人が配置され、その他74人の非常勤講師によって教養分野の教育が行われている。事務については、学務部教務課教養教務掛において学生に必要な各種手続きを行い、教養部事務部総務掛において教職員に関する各種手続きを行っており、附属図書館国府台分館の管理・運営等については附属図書館国府台分館事務室において行っている。また、教養部には、教授会を始めとした9つの運営組織が置かれており、教務を始めとした各種の運営業務を扱っている。特に、教務委員会では、教養教育の内容等

に関して検討が行われており、承認事項については、教養部教授会の議を経て実施されている。

そのほか、教養教育の在り方や履修体制等について従前より教育担当理事と各学科の教育委員会及び教養部と教育懇談会を開催し、検討・見直しを行っており、平成20年度からは、より全学的な組織として教育推進協議会を設置し、検討を行っている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院課程の組織として、

- ・ 医歯学総合研究科（修士課程1専攻：医歯科学専攻、博士課程10専攻：口腔機能再構築学系専攻、顎顔面頸部機能再建学系専攻、生体支持組織学系専攻、環境社会医歯学系専攻、老化制御学系専攻、全人的医療開発学系専攻、認知行動医学系専攻、生体環境応答学系専攻、器官システム制御学系専攻、先端医療開発学系専攻）
- ・ 保健衛生学研究科（博士前期課程2専攻：総合保健看護学専攻、生体検査科学専攻、博士後期課程2専攻：総合保健看護学専攻、生体検査科学専攻）
- ・ 生命情報科学教育部（博士前期課程2専攻：バイオ情報学専攻、高次生命科学専攻、博士後期課程2専攻：バイオ情報学専攻、高次生命科学専攻）

の2研究科・1教育部・15専攻から構成され、大学院の教育理念に基づいた各研究科等の教育研究目的に沿って、教育研究活動を行っている。生命情報科学教育部の教育は疾患生命科学研究部所属の教員を中心に行っている。また、医歯学総合研究科の修士課程においては、平成16年度より、質の高い医療サービスを提供するための戦略的な管理運営を行う知識と技能を備えた医療管理政策に携わる専門職の養成を図るべく、病院管理者並びに医療政策等の立案に携わる社会人を主な対象として、四大学連合（東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学）による医療管理政策学（MMA）コースを開設し、医療管理並びに医療政策の分野において指導的立場で活躍する人材の養成を図っているほか、外国人留学生を対象とした環境社会医歯学系パブリックヘルスリーダー養成特別コース及び先端口腔科学国際プログラムを開設している。さらに、生命情報科学教育部においても、外国人留学生を対象としたプログラムを開設している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

大学の教育研究に必要な施設として医学部附属病院、歯学部附属病院、附属図書館、医歯学教育システム研究センター、疾患遺伝子実験センター、先端研究支援センター、国際交流センター、情報処理センター（情報医科学センター）、保健管理センター、硬組織疾患ゲノムセンター、生命倫理研究センター、脳統合機能研究センター及び知的財産本部を設置している。これらの施設の設置目的は各施設規則に定められ、

各施設の特性に応じて、当該大学が掲げる基本的目標及び教育理念の実現のために貢献している。特に、両附属病院においては臨床実習等が行われており、学生が医療の全体像を体験し、医療の理論と実際を実践体得する場となっている。

また、硬組織疾患ゲノムセンター、生命倫理研究センター、脳統合機能研究センターについては、それぞれ文部科学省特別教育研究経費や文部科学省 21 世紀 COE プログラムに平成 15 年度に採択された「脳の機能統合とその失調」によるプロジェクトの円滑な運営及び研究体制の発展のために設置されたセンターであり、支援期間終了後も継続的に教育研究に貢献している。そのほか、知的財産本部には内部組織としての技術移転センター（TLO）が設置され、産学連携活動の活性化が図られているとともに、当該大学大学院学生及び他大学の大学院学生、一般社会人を対象とした人材養成プログラムを実施し、ライフサイエンス分野の知的財産を評価できる人材養成が図られている。医歯学教育システム研究センターでは、医学・歯学教育の教育内容及びカリキュラム改善の調査・研究を実践しており、「基本的臨床能力の評価システムの開発・展開—全人的医療の実践に必要な態度・知識・技能を修得する参加型臨床実習を効果的に行うために—」が、平成 17 年度に文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育支援プログラム（医療人 GP）」に採択され、基本的臨床能力をよりの確に評価できる試験システムの開発などに取り組んでいる。

これらのことから、必要な附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切に機能していると判断する。

2-2-1① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、大学全体として、組織運営規程に基づき、教育研究評議会を設置し、毎月 1 回開催される会議において、教育研究評議会規則に示す事項を審議している。また、平成 20 年度からは組織運営規程の定めにより、教育担当理事を議長とした教育推進協議会を設置し、教育に関する構想・戦略等についての審議をしている。

各学部・研究科においては、組織運営規程に基づいて、教授会及び研究科委員会を設置し、教授会通則に基づき、原則として毎月 1 回開催される各教授会において、重要事項を審議している。そのほか、各学部・研究科等には、カリキュラム編成や教育指導方法の改善・拡充等の教育活動に係る重要事項を審議する委員会として、教育委員会がそれぞれ設置されており、当該委員会での承認事項は各教授会に諮られ、審議・承認を経る体制となっている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-1② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

全学的な教育課程や教育方法等の検討については、原則として月 1 回開催される教育研究評議会において審議するとともに、平成 20 年度からは教育担当理事を議長とした教育推進協議会において全学的な教育に関する構想・戦略等について、教養教育を含めて医歯学融合教育等についての審議を行っている。

また、各学部・研究科等における教育課程や教育方法等の検討については、それぞれに設置された教育委員会（教養部については教務委員会）において審議を行い、教授会・研究科委員会の議を経た上で、これら委員会が承認事項を実施に移す体制となっている。各教育委員会等の構成は適切であり、また、原則月 1 回等の開催回数も定められており、平成 20 年度の開催数も明示されている。なお、生命情報科学教育部では、教育に関する事項について教育委員会等は設置せず、教授会において対応している。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 医療管理政策に携わる専門職の養成を図るべく、病院管理者並びに医療政策等の立案に携わる社会人を主な対象として、四大学連合によるMMAコースを開設している。
- 文部科学省21世紀COEプログラムにおいて、平成15年度に「脳の機能統合とその失調」が採択され、脳統合機能研究センターを設置し、プログラム終了後も学内にて支援を継続し、教育研究への活用を図っている。
- 医歯学教育システム研究センターでは、医学・歯学教育の教育内容及びカリキュラム改善の調査・研究を実践しており、文部科学省医療人GPに平成17年度に「基本的臨床能力の評価システムの開発・展開—全人的医療の実践に必要な態度・知識・技能を修得する参加型臨床実習を効果的に行うために—」が採択され、基本的臨床能力をよりの確に評価できる試験システムの開発などに取り組んでいる。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

大学院に重点を置く大学として歯学部口腔保健学科及び教養部を除く全学部の教員は大学院の基幹講座に所属し、大学院課程及び学士課程の教育研究活動を行っている。そのほか、附置研究所等に所属する教員は本務の研究に従事するとともに、大学院の教育に協力しており、柔軟な教員組織編制がなされている。

教員組織編制の基本方針については、組織運営規程において、2研究科及び1教育部・研究部、2学部及び教養部を始めとした教育研究組織の構成が定められている。また、大学院については大学院学則において課程、専攻及び講座等について定められ、学部については学則に講座、学科目及び授業科目等について定められている。これらの規則等に基づき、教授、准教授、講師、助教をもって組織編制を行っており、「国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における教員組織の在り方に関する要項」において、その役割分担、連携体制、責任の所在等が明確に規定されている。

以上のことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

当該大学では、大学院重点化以降は、歯学部口腔保健学科及び教養部を除く全学部の教員は大学院の基幹講座に所属し、学士課程教育を担当している。教養部に所属する教員は専任教員として学士課程教育を担当している。学士課程を担当する教員数は、

- ・ 医学部：専任182人（うち教授59人）、非常勤270人
- ・ 歯学部：専任171人（うち教授36人）、非常勤114人
- ・ 教養部：専任21人（うち教授9人）、非常勤74人

であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

また、教育上主要と認める授業科目は、専任の教授又は准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目は、専任の教授

又は准教授が担当していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 医歯学総合研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 19 人）、研究指導補助教員 1 人

〔博士前期課程〕

- ・ 保健衛生学研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 生命情報科学教育部：研究指導教員 15 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 1 人

〔博士後期課程〕

- ・ 保健衛生学研究科：研究指導教員 22 人（うち教授 16 人）、研究指導補助教員 19 人
- ・ 生命情報科学教育部：研究指導教員 15 人（うち教授 10 人）、研究指導補助教員 1 人

〔博士課程〕

- ・ 医歯学総合研究科：研究指導教員 192 人（うち教授 105 人）、研究指導補助教員 350 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動を活性化するための措置として、全教員を対象として任期制（教授 5 年、准教授・講師 4 年、助教 3 年）が導入されており、再任に当たっては、各教員それぞれの任期に応じて、各部局において教育、研究、診療等の評価項目等を定めた実施要項に基づき、教員業績評価を行い再任の可否を決定している。

教員の採用については、原則公募制となっている。教授選考に当たっては、教育・研究・臨床等についての業績評価とプレゼンテーション審査を行っている。教養部及び各学部においては、新規採用教員などの対象別や PBL（Problem-Based Learning）チュートリアル教育についてなどのテーマ別にファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）研修会を実施している。

教員組織の年齢別の構成（平成 21 年 5 月 1 日現在）については、各部局において若干の差があるが全学では 25～34 歳が 13.6%、35～44 歳が 37.2%、45～54 歳が 30.7%、55～64 歳が 18.3%、65 歳以上が 0.1%となっており、おおむねバランスのとれた年齢構成となっている。なお、教員の男女別人数構成（平成 21 年 5 月 1 日現在）については、女性教員の比率は全学平均で 17.3%となっており、文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業に平成 20 年度に採択された「女性研究者の革新的支援」により、女性研究者支援室を設置して女性研究者の支援に取り組んでいる。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用、昇任等について「国立大学法人東京医科歯科大学教員等の任免規則」に定められており、採用基準・昇任基準については、「国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準」に明確な基準が定められている。これらの基本的な基準に加えて、各学部・研究科等において教員選考に関する申合せ等を作成し、それに沿って選考を行い、教授会の議を経て教員の採用・昇任等が行われている。特に、教授選考に当たっては、教育・研究・臨床等についての業績評価に加えてプレゼンテーション審査が行われている。なお、全教員を対象として任期制（教授5年、准教授・講師4年、助教3年）を導入しており、再任に当たっては、各教員それぞれの任期に応じて、各学部・研究科等において教育、研究、診療等の評価項目等を定めた実施要項に基づき、教員業績評価を行い再任の可否を決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

各学部・研究科等において、学生による授業評価を行い、各教育委員会等を中心に教育の評価・効果について検証し、カリキュラムの見直しや学生の指導体制、入学試験選抜方法の改善及び海外研修奨励制度の推薦等に反映させ、教育の現場にフィードバックしている。また、全教員を対象とした任期制を導入しており、再任に当たっては、各教員それぞれの任期に応じて、教育、研究、診療等の評価項目等を定めた実施要項に基づき、教員業績評価を行っている。さらに、教員の業績評価の結果は、平成21年度より期末・勤勉手当や昇任などの処遇に反映させている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価が行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

各教員の研究分野と担当授業科目は、大学ウェブサイトの研究者総覧データベースに掲載されている。各学部・研究科等において、授業は当該授業の対象とする研究領域及びそれに隣接する領域を専門とする教員が担当しており、各教員は教育内容等と関連する研究活動を行っている。

これらのことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

当該大学では、教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員及びTA・RA等の教育支援者が配置されている。学生に関する事務については、事務分掌規則に基づき、学務部（学務企画課、教務課、学生支援課、入試課）が業務を行っており、入学試験、各教育委員会に関する事項、学籍、教育課程、授業、試験、成績、学生関係諸証明、厚生など様々な形で支援が行われている。また、各学部に配置された技術職員は、学部・大学院を問わず実験・実習の補助や技術指導を行い学生に対して教育支援を行っている。TA・RA（平成21年5月1日現在合計171人）については、各研究科等に配置されており、教育研

究補助等を行わせている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【更なる向上が期待される点】

- 文部科学省科学技術振興調整費「女性研究者支援モデル育成」事業に平成20年度に採択された「女性研究者の革新的支援」により、女性研究者支援室を設置して女性研究者の支援に取り組んでいるが、更なる支援の充実が期待される。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学全体の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、大学の基本理念、教育目的に沿って定められている。また、各学部・研究科等においては、入学者受入方針を踏まえて、より具体的な入学者受入方針を定めている。これらの入学者受入方針は、大学概要、大学案内、学生募集要項、入学者選抜要項及びウェブサイトに掲載されており、各高等学校及び当該大学志願者等に上記の各種冊子を配布し、周知を図っている。そのほか、毎年実施されている大学説明会、オープンキャンパス等においても配布・説明し、当該大学志願者を始めとした学外関係者へ周知されている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った当該大学及び各学部等の求める学生を受け入れるため、学士課程では、入学者選抜要項に基づき、一般入試（前期日程・後期日程）、私費外国人留学生特別入試及び学士編入学試験、3年次編入学試験を実施している。一般入試では、大学入試センター試験において基礎学力等を判定し、個別学力検査において各学部の教育理念、教育目標、求める学生像に沿った能力・適性等を計るため学力検査や小論文、面接を実施している。医学部保健衛生学科では、推薦入試も行っており、学習意欲や適性、コミュニケーション能力等を見るため面接、小論文を実施している。

大学院課程についても、各研究科等の入学者受入方針に沿った、入学試験を行っており、医歯学総合研究科の修士課程では、筆記試験（英語）及び出願書類中の「研究の展望・抱負」欄を参考とした面接により行っているほか、博士課程では筆記試験（小論文・英語）及び面接、出願書類により行っている。また、保健衛生学研究科においても、筆記試験及び面接、出願書類により行っており、生命情報科学教育部では、筆記試験及び研究業績と研究計画についての口述試験、出願書類により行っている。大学院課程においては、留学生、社会人に対しても基本的に同様の入学試験を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-2② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

4-2-2③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学士課程の入学者選抜試験の実施体制については、学長、副学長、各学部長等を構成員とする入学試験委員会を設置している。入学試験委員会の下部組織として、入学試験健康診断委員会、入学試験問題作成委員会、入学者選抜方法改善委員会を置いているほか、試験問題の校閲、試験答案の採点、面接に関してそれぞれ専門委員を置いている。入学試験問題の作成及び校正は、入学試験問題作成委員会が行っており、各学部、教養部から選出された実施教科・科目の教育研究経験を有する教員が作成を行うとともに、試験問題作成に当たっては、個別学力試験問題作成マニュアルを作成するなど適正な実施を図っている。試験監督方法等については、大学入試センター試験においては大学入試センターより配付される試験監督要領に従い、当該大学で行われる個別学力検査においては、独自に試験監督要領を作成し、これに基づき入学者選抜試験が行われている。また、試験の実施に先立ち、試験監督者を始めとした各担当者には、担当係ごとに説明会を実施し、試験実施体制や業務内容等について周知徹底を図っている。試験当日は、学長を実施本部長とする入学試験実施本部を設置し、適正な実施体制で試験が行われている。また、合否判定については、各学部教授会において合否判定教授会を開催し、その議を経て、入学試験委員会が行っている。

大学院課程の入学者選抜についても、各研究科等において入学試験委員会が設置されており、当該委員会が中心となって学士課程と同様に、適正な実施体制で入学者選抜試験を行い、各研究科等の運営委員会及び教授会の議を経て合否判定が行われている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-2④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学士課程については、入学試験委員会の下部組織として副学長を委員長とする入学者選抜方法改善委員会が設置されており、入学者選抜方法の改善に関する事項の審議及び調査研究が行われている。当該委員会は、学部ごとにワーキンググループを設置しており、ワーキンググループからの調査・研究結果や提案等を基に、各教授会と連携しつつ、入学者選抜方法改善委員会において審議し、入学試験委員会の議を経て、改善を行っていく体制となっている。これまでの主な改善事例として、学部学科では、面接時間の延長や複数回面接の導入、TOEFL点数を出願要件とすることなど、また、大学院課程では出願段階で研究の展望・抱負や研究計画書の提出を求めることなどが挙げられる。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-3-1① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

当該大学における平成 17～21 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

東京医科歯科大学

- ・ 医学部：1.02 倍
- ・ 医学部（3年次編入）：1.08 倍
- ・ 歯学部：1.00 倍
- ・ 歯学部（3年次編入）：0.97 倍

〔修士課程〕

- ・ 医歯学総合研究科：1.20 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 保健衛生学研究科：1.06 倍
- ・ 生命情報科学教育部：1.10 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 保健衛生学研究科：1.23 倍
- ・ 生命情報科学教育部：1.06 倍

〔博士課程〕

- ・ 医歯学総合研究科：1.00 倍

各学部・研究科のいずれの課程においても入学定員に対する入学者数の平均比率は 0.70～1.30 の範囲内となっており、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況にはなっていない。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】**基準5を満たしている。****(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

- 5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

学士課程の教育課程は、4年又は6年一貫教育カリキュラムとなっており、全学共通科目は、教養部（国府台地区）において入学後最初の2年間（保健衛生学科と口腔保健学科は1年間）履修する。その後、各学部学科（湯島地区）において専門科目の履修を行うこととなっている。

全学共通科目では、必修科目、選択必修科目、自由選択科目等の設定を行っており、人文・社会科学、自然科学、外国語、保健体育等の授業科目の中で、教養の涵養及び専門科目の基礎等を学ぶことにより医療人に必要な高度な倫理観、社会や自然を理解し、継続的に学んでいく能力、豊かな人間性の養成が図られている。また、各学部学生の1、2年次（保健衛生学科と口腔保健学科は1年次）においては、原則として週に1日、湯島キャンパスで全学共通科目から専門教育科目へのスムーズな橋渡しを図ることを目的とした連携教育科目（医学部保健衛生学科、歯学部）や「医師の職務、医学の将来を概観し、医師・医学研究者に求められる社会性、知識、コミュニケーション能力、問題解決能力の基盤を形成する」ことを目的としたMIC（医学部医学科：医学導入コース）を受講することとなっており、教養部と学部間における教育内容の一貫性の向上を図っている。

専門教育については、各学部学科等の理念及び教育目標に合わせた段階的なカリキュラム構成となつて

おり、各授業科目の内容も各学部学科等の理念及び教育目標の趣旨に沿ったものになっている。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

授業科目の目的を達成するにふさわしい研究分野の教員が配置されており、教員各自の研究活動の成果や学会活動の成果を含めた学問分野の基礎的研究内容や最先端の研究内容も授業内容として盛り込まれている。また、海外研修奨励制度を利用して学生が志望する留学先にて1か月学ぶ機会が設定されている。さらに、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した各種教育プログラムの開発のいくつかが文部科学省の大学教育改革支援プログラムに採択されている。例えば、平成16年度に文部科学省「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）」に採択された「国際的医療人育成のための先駆的教育体系」を踏まえた「国際性豊かな医療人・世界的競争に打ち勝つことのできる研究者の養成」（平成20年度文部科学省政策課題対応経費）では、21世紀の最先端の医療と生命科学に対応できる医療人の育成を目指し、教育の国際水準化を図ることを目的として、ハーバード大学医学部での臨床実習やインペリアルカレッジでの研究体験コースなど海外での学生の研究・研修の機会の拡大、海外での臨床実習、研修、研究を支援する英語学習プログラムの体系化等の取組が行われている。

全学共通科目では、最先端の研究に触れる機会として化学・生物の研究室で行われるアドバンストコースの課題研究科目や人文社会系の特論ゼミ科目を配置するとともに、補強コース等の学生の習熟度に合わせた授業科目を配置しているほか、外国人留学生用の科目として「日本事情」や「日本語」を設けている。さらに、ドイツ語選択者の中で希望者には、夏季休業にベルリン自由大学での夏期講座に参加できる機会を設けている。また、専門科目についても、各学部学科において学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮して様々な取組を行っている。医学部では、医学、医療環境の変化、高齢社会に対応するため多様な指導的人材の育成を目指し、入学当初から介護体験実習、医療倫理、コミュニケーション能力育成、医学英語等の履修を行っているほか、最大6か月に及ぶ自由選択学習（プロジェクトセメスター）においては、国内外の様々な場で最新の研究に従事する実習を可能としている。

歯学部では、学生が自主的に学ぶ教育、さらに、基礎と臨床を含め統合型の教育、モジュール制による教育を平成15年度入学の学生より行っており、こうした変更の際して、従来の臨床実習までの5年間はほとんど附属病院とは無縁のカリキュラムであることを改善して欲しいとの学生からの要望に配慮して、新カリキュラムでは、1年次から5年次秋の臨床実習に上がるまで附属病院内で患者と接する機会を設けるとともに、各診療科や学生診療室での見学と診療補助を経験できるように変更している。また、「歯学最新情報」の一部を、2年次の学生が、3～5年次学生と一緒に学ぶ学年混合選択セミナーを選択科目としている。さらに、学生個人々のニーズに合わせ、四大学連合を活用し、複合領域コースの履修を認めている。他大学学生の履修実績は、東京工業大学が24～52人（総合生命科学、医用工学等）、一橋大学が5～7人（医療・介護・経済、海外協力等）である。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の实质化への配慮がなされているか。

医療系では、医師・歯科医師・看護師・保健師・臨床検査技師・歯科衛生士等の国家資格の取得が主要

な目的の一つであることから、必修科目が修得単位の大半を占めており、選択科目の設定は限られている。したがって、科目ごとにおける教育目標の達成状況の判定及びそれらの成績を踏まえた学年ごとの進級判定や、卒業試験は厳格に行われている。

さらに、オリエンテーションや各学部学科等において各学年の授業開始前にガイダンスを行い、履修指針・内容について学生の理解促進を図るとともに、e-learning システム等を利用して、学生へ自学自習のための教材の提供、履修への指導等を行っているほか、各授業科目においても小テストやレポート等の課題を課している。

カリキュラムの編成においても、全学共通科目では、選択必修の人文社会系の科目について学期ごとに選択できる科目数を3科目以内に制限しているほか、必修科目を各曜日に2～3科目ずつ配置し、学生の自主的な学習時間が十分取れるように配慮している。専門科目については、ほぼすべての科目が必修化され、講義、実習の単位に見合った十分な時間数が設定されている。

そのほか、医学部医学科及び歯学部歯学科では、2年次に教養部において前期・後期の定期試験を行うことに加え、自然科学の主要科目（数学、物理学、化学、生物学）及び英語について学力認定試験を行い、期待される学力に達しない学生については、各科目の補強コースを履修することとなっている。さらに、両学科とも5年次の診療参加型臨床実習前に学生の知識・技能・態度を評価する全国共用試験である共用試験CBTと客観的臨床能力試験（OSCE）が実施され、当該大学の合格判定基準を満たした学生のみが診療参加型臨床実習に進むことが可能となっている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

全学共通科目、専門科目ともに授業科目は講義、演習、実験・実技等の多様な形態で各学部学科の特性に沿った授業組合せ・バランスに配慮した授業形態の配置となっている。

また、全学共通科目では、教育目的・目標達成のために語学では少人数教育、ネイティブによる教育やマルチメディア室を利用したe-learning、人文社会系では原書講読や対話・討論型の授業も取り入れている。さらに、実験、実習も重視し、課題研究や研究発表、レポート作成の重点的指導も行っている。そのほかにも各授業科目の教育目的・目標達成のため学習指導の工夫が行われており、例えば、歯学科2年次に置かれている「行動科学基礎」では、夏季休業中に学外の医療・福祉関連施設での体験実習を通して、他者との適切な人間関係が築けるようになることを目指している。

専門科目では、各学部学科において、それぞれの特性に合わせて、授業科目が学習段階に応じて深化するよう体系的なカリキュラム編成及び教育指導法の工夫が行われている。

そのほか、e-learning システム（WebCT）による学習指導法の工夫について、問題発見・解決型の診療シミュレーション教材を独自に開発し、臨床現場を体験学習させるe-learning教材を多数学生に活用させており、指定した授業時間内及び、時間外に自宅からでも体験学習ができるように整備している。また、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に平成17年度に採択された「医歯学シミュレーション教育システムの構築」及び文部科学省現代GPに平成19年度に採択された「ICT活用教育と従来型臨床現場実習の連携」により、ICTを活用したシステムを構築して、成果を上げるなど指導上の工夫がなされている。

さらに、文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」に平成20年度に「下級生が上級生に教わる歯科臨床体験実習」及び「医療と造形」が採択されており、特色ある教育が展開されている。

平成 21 年度には、文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に「コンピュータによる診療模擬実習の展開」が採択されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、大学の教育理念及び各学部学科等の教育目標に基づき適切に作成されており、全学共通科目については、『教養部のしおり』として作成し、専門科目については、各学部・学科等においてそれぞれ作成している教育要項の中にシラバスが掲載されている。シラバスの内容については、授業内容や教育目標等の授業科目に関する基本的な内容及び成績評価方法などに加えて、専門科目教育要項では、各学部学科等の特性に合わせた構成となっている。これらのシラバスは、冊子で教育要項として学生に配付され、ガイダンス等において説明を行うとともに、当該大学ウェブサイト上の各学部・学科ページに掲載し学生がいつでも利用できるようにしている。また、シラバスの活用状況については、履修時のみでなく、学生の授業評価・アンケート等において観点を設定するなど、学生・教員双方にとって有効に活用されていると思われる。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

自主学習のために、シラバスに参考書を提示し、図書館による学生用図書購入に際しては、原則としてシラバスに掲載されている参考書を優先させている。

e-learning の取組として、基本的な教科書や映像資料が学内 LAN 上で参照可能になっており、そのほかにも最新の講義資料及び教材が提供されているほか、臨床基本技能 DVD、米国の患者教育用ビデオを配備し、一部教材については、授業資料を WebCT に収録し、イントラネットのみならずパスワード管理下で学生が自宅から閲覧することが可能となっている。さらに、医歯学総合研究棟（I 期）の講義室 1、2 及び症例検討室に講義撮影装置を設置し、撮影したファイルを WebCT にアップロードするとともに、講義終了後に学生が学内から自由にアクセスできるようにしており、復習や確認などに活用されている。

施設面では、国府台地区においてネットワークに接続可能なパソコンを設置したマルチメディア室を授業時以外終日開放しているほか、附属図書館分室の開館時間を 20 時まで延長している。湯島地区でも、図書館に加えて休日でも使用可能なインターネット環境等が整備された自習室が多数用意されているほか、少人数教室も自主的勉強会に開放している。

また、基礎学力不足の学生に対しては、全学共通科目において、高等学校及び受験での理科選択の有無に配慮し、1 年次前期に補講科目としての「物理入門」、「生物入門」、「化学入門」を開講し、未履修者の学習を支援している。さらに、医学科・歯学科の学生に対しては 2 年次前期終了時に学力認定試験を行い、基礎学力が不足している学生に対しては 2 年次後期に各科目「補強コース」（英語、数学、物理、一般化学、有機化学、生物学）の履修を強く勧め、専門科目に必要な学力の担保を図っている。さらに、自然系の講義科目では習熟度別のクラス編成を拡大し、きめ細かい学習指導を行っている。専門科目についても、各学部・学科において学力に不安を抱える学生へ配慮した対応を行っている。

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準及び卒業認定基準は、学則に規定されている。各学部では、各学部試験規則・履修規則において定期試験及び学習の評価、単位認定について定めるとともに、シラバスにおいて各授業科目の成績評価の方法を明記している。学習の評価については、基本的には全学共通科目及び専門科目ともに、授業科目ごとに担当教員が100点満点で採点し、優（100～80）・良（79～70）・可（69～60）・不可（59～0）の4段階評価とし、優、良、可、を合格としている。なお、歯学部歯学科では20個のモジュール（＝統合型の授業科目）ごとに成績評価と単位認定を行っている。こうした成績評価基準及び卒業認定基準は、ウェブサイトで公開されており、試験規則及びシラバスについては各学部教育要項として冊子体で学生に配付され、ガイダンス等により学生への周知が図られている。

また、臨床実習や卒業論文等に関する単位認定についても、各学部・学科において判定基準が作成され、教育要項に明記されている。特に歯学部歯学科では、新歯学カリキュラムについての単位修得及び進級判定基準を作成し周知を行っている。

成績評価及び単位認定、卒業認定については、各教育委員会で審議され、各教授会の議を経て毎年度適切に実施されている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価等の正確さを担保するため、成績評価の基準を学則及び学部試験規則等に定めるとともに、試験、小テスト、レポート及び出席状況・平常態度などの項目をどのように成績評価に反映させるかについて、シラバスに記載している。成績評価については、科目責任者又はモジュール担当教員が成績評価を行い、各教育委員会及び教授会の審議を経て、担任教員を通じて学生に通知されており、評価の妥当性を科目責任者等以外が判断する体制が構築されている。

また、評価に疑義がある場合は、各教務担当事務もしくは直接担当教員に申し出ることができる体制がとられており、必要に応じて各教育委員会が学生の疑義申立てに対して確認を行う体制となっている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

各研究科等は人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、それぞれの研究科等における教育課程の編成と授与される学位について明示している。各研究科等の教育課程は、授与する学位及び目標とする人材の育成に対応し、教育目的や教育研究の特性を踏まえ、多様かつ系統的な授業科目が開設されており、多様で高度化する学術内容の進展に対応し、それぞれの学問分野において必要とする知識の習得、能力の涵養を段階的に行えるように編成されている。

医歯学総合研究科では、医学歯学の講座の統合連携、基礎と臨床の密着による臨床指向型研究の推進及び、専門・先端領域の分化とその統合を特徴としており、保健衛生学研究科では、看護学と検査学を発展させるために現在と将来にわたり社会的ニーズの高い内容について授業科目を編成している。なお、保健衛生学研究科の総合保健看護学・生体検査科学両専攻に共通科目を複数開設し、保健医療分野で研究を推進する上で重要な事項を教授している。生命情報科学教育部では、複雑な疾患研究領域と先端的な生命科学との融合的学際的分野に係る諸問題を体系化したカリキュラムを編成している。

また、各授業科目の内容については、教育目的及びカリキュラムの編成趣旨に沿った授業が実施されている。そのほか、医歯学総合研究科では、博士課程において、各分野で開講している特論、演習、実験と併せて、平成20年度から「医歯学総合特論」、「医歯学総合先端研究特論」を開設し、学生のニーズにこたえているほか、修士課程においては、医歯科学の基本的な講義、病院実習を受講したのち、演習、実験を行うことで、医学、歯学分野の研究者、教育者の養成のための授業を行っている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

大学院課程の目的を達成するために、各授業科目に密接に関係する研究分野の教員を配置しており、教員各自の研究活動の成果や学会活動の成果を含めた学問分野の基礎的研究内容や最先端の研究内容が授業内容として盛り込まれている。

また、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮した各種教育研究プログラムの開発についても取り組んでおり、その中のいくつかが文部科学省のグローバルCOEプログラム及び21世紀COEプログラムや大学院教育改革支援プログラム等に採択されている。

文部科学省21世紀COEプログラムに平成15年度に採択された「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」及び文部科学省グローバルCOEプログラムに平成20年度に採択された「歯と骨の分子疾患科学の国際教育研究拠点ーデント・メドミクスのインテリジェンスハブー」により、歯と骨の分子疾患科学について、世界最先端の研究を展開し、併せて次世代を担う国際的に活躍する若手研究者の養成に努めている。

文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に平成17年度に採択された「看護系大学教員の博士号取得推進プログラム」では、看護系大学の若手教員が、在職のまま博士号の取得を推進することを目的として、学生が在職する大学教員との連携による指導を実施し、「生命情報科学国際教育プログラム」では、英語による大学院教育を実施し、日本語を解さない学生もトップレベルの大学院教育を受けられる体制を整えている。平成18年度に採択された「医歯学領域における次世代高度専門家教育」では、医学・

歯学領域の次の世代を担うオピニオンリーダーを育成することを目的として、選抜された学生に対して教育を行っている。

文部科学省「大学院教育改革支援プログラム（大学院G P）」に平成19年度に採択された「大学院から医療現場への橋渡し研究者教育」では、医歯工連携を基盤にして、医療技術の高度化やこれらに直接関連する材料・機器の開発研究など、臨床への直接的なフィードバックを基調とした課題に取り組み、課程修了後も研究を継続して診療現場との橋渡し役となる工学的センスを持った医療（歯学・医学）の高度専門職能人の育成に努めており、「国際産学リネージュプログラム」では、生命情報科学教育部で養成する人材が修了後、国際社会貢献ができるように大学院として支援することを目的としている。また、平成20年度に採択された「歯科医学における基礎・臨床ボーダレス教育」では、基礎・臨床融合型教育研究システムを構築し、優れた研究能力等を備えた臨床歯科医等の育成、臨床指向型研究分野で世界をリードする研究者の育成を行い、「看護学国際人育成プログラム」では、グローバルな素養と見識を習得するためのアカデミックトレーニングを実施し、看護学国際人の育成を図っている。

さらに、こうしたプログラムを活用して、社会人大学院コースを設置するとともに、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり在学期間が延長できる長期履修学生制度を導入し、社会人大学院学生の履修環境の整備を図っている。

また、平成19年度に文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に採択された「がん治療高度専門家養成プログラム」では、がん医療に特化した医療人の育成を目的とし、がん医療を担う医療人養成を推進している。

文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」において、平成21年度に「学際生命科学東京コンソーシアムによる全人的大学院人材育成拠点の確立」が採択されている。

そのほかにも、各研究科等において、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に配慮した取組が行われており、歯学総合研究科では、大学院学生に対する研究技術の支援のため、学内の先端研究支援センター（医学部附属動物実験施設、アイソトープ総合センター、機器分析センター）及び疾患遺伝子実験センターにおいて、最新機器を含む実験施設の使用方法及び実験技術の講習会を希望者に対して行っているほか、最新の学問知識を得るため、学内講師による大学院セミナー及び学生の希望アンケートに基づく学外講師による大学院講義を開催している。修士課程のMMAコースでは学生のニーズが特に多様であり、授業後に学生から出た意見を授業内容や方法に反映しているほか、コース責任者が学生から意見聴取を行い、学生の学びたいテーマ等を勘案し、次年度のコース設定等を行っている。

また、保健衛生学研究科では、社会人入学制度や、入学者資格認定試験による入学者への幅広い門戸開放に努めているほか、生命情報科学教育部では、平成19年度から、「ゲノム科学以降もっとも発展が期待される」分野として、世界各国でその研究基盤整備が急速に進められているケミカルバイオロジーの修習コースを他大学に先駆けて立ち上げ、製薬業界をはじめとするライフサイエンス産業界における人材ニーズに対応する体制を整備している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

単位の实質化に向けて、冊子体の履修要項を学生へ配付するとともに、入学時のガイダンスなどで教員による履修指導を行い、学習・研究に応じた指導体制をとっている。さらに、主体的な学習促進のための取組として、関連図書・文献の利用環境の整備・充実を図っており、オンラインでの論文検索が可能となっ

ているほか、e-learning のプラットフォームとして We b C T の利用を促進し、すべての大学院学生はプラットフォームに利用権を持ち、電子教科書 (E-books、Up To Date など)、英語教材、臨床基本技能 DVD の閲覧がイントラネット上で利用が可能であり、遠隔地に勤務する社会人大学院学生の利便性を考慮し、学生が主体的に学習する時間と環境の整備が進んでいる。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

各研究科等において、それぞれの学問研究領域及び教育目的に応じた講義、演習、実験、実習等の授業が適切に配置されるとともに、少人数授業や対話・討論型の授業を始めとした様々な教育内容に応じた学習指導法の工夫がなされている。

医歯学総合研究科では、初期研究研修プログラムとして、学生に毎年4月に1週間にわたる研究手法や研究倫理の解説、学内諸施設における研究に関わる実技教育を行っている。また、大学院セミナーとして医歯学共通の基礎的項目の最先端研究成果について、内外より招いた講師によるセミナーも開催している。さらに、大学院特別講義として、学外より招いた講師による専門性の高い特別講義を通年で全学生に開放している。そのほか、各分野における授業では、ジャーナルクラブ、研究発表会、PBL、学外での研修、ネイティブスピーカーによる英語指導、国内外の学会参加の奨励などを通じ、工夫を凝らした指導を行っているほか、基礎歯学及び臨床歯学における教育研究のレベルアップを目的として、歯学系大学院学生の研究の質の向上を図り、若手研究者への指導を行うために、3人指導体制を実施している。

保健衛生学研究科では、授業は主に講義、演習と実習に分かれているが、講義では出来るだけ学生による発表や討議、セミナーを行うなどの工夫を行い、学生が主体的に講義に関わるようにしている。実習は講義・演習と組み合わせ、学んだことを臨床で実践・検証し、さらには実習後のディスカッション、スーパービジョンなどで深めることを意図している。そのほか、総合看護学専攻では学外実習施設とも提携を結び、我が国第一線の実践者を専門看護師教育での実習指導者(7分野各2~3人)として任命し、専任教員と連携しながら学生の直接指導に当たっている。

生命情報科学教育部では、講義演習は短期集中型(4~6月の約3か月間)とし、「知識修得」、「実験演習」、「情報分析」、「プレゼンテーション」の4種の授業形態を組み合わせたカリキュラムを編成している。さらに、英語ディベート演習、英文論文作成演習、プレゼンテーション演習などによって、日本人学生に英語を使った学会発表や論文作成を指導している。課題研究については、学生の指導は2人以上の教員が担当し、学位取得までのプロセスの進捗を複数の指導教員が多面的に管理することによって、標準修業年限内に学位を取得できるよう指導する体制を整備している。そのほか、先端複合領域を切り拓く力を身に付けるには、既存の枠組みを超えた広範囲な領域の学問に触れることが重要であることから、「最先端疾患生命科学特論」を全専攻の必修科目として設置して、各種セミナー参加を単位として認める制度を整備している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは、各種規程及び時間割等を含めて履修要項として、学生に配付されており、ガイダンス等において内容の説明を行っている。

また、シラバスの活用については、ガイダンスでの説明のみではなく、ウェブサイト上に履修要項又はシラバスの内容を公開しており、随時、授業内容や履修要件を確認できるようにしている。さらに、シラバスの内容についても教育目的、教育内容、評価方法、授業の進行等について具体的かつ詳細に記載することにより、学生が、その趣旨を十分理解し、学習に活用できるような工夫がなされている。

そのほか、生命情報科学教育部では、シラバスの内容については、授業評価アンケートでの意見を基に、学生が授業内容や履修要件を把握しやすいものに改訂している。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

医歯学総合研究科修士課程のMMAコースの講義は主として社会人対象のコースであるため、開講時間を18時～21時10分に設定して授業を行っており、出席状況は良好である。「がん治療高度専門家養成プログラム」の講義についても、社会人大学院学生の受講を想定して18時～21時10分の講義を基本としている。そのほか、社会人大学院学生が多数在籍することを勘案して、大学院特別講義の多くを17～18時以降に設定している。平成21年度前期の集計では、どの講義も20人前後が履修登録をしており全科目（16科目）合計の出席率は85%に達している。講義は毎回録画しており、やむを得ず欠席した場合や、復習したい場合などにも後日ビデオで視聴することが可能となっているほか、講義中はアシスタントが教室内に待機しており、講義の準備やサポートを行っている。

また、生命情報科学教育部において、講義及び演習は短期集中型（4～6月の約3か月間）で行われているが、授業時間は8時50分から21時10分までの7コマを設定している。なかでも18時から21時10分までの2コマの夜間講義を充実させて、社会人大学院学生が夜間に履修できるようにしている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

各研究科等において、複数教員から研究指導を受けられる体制が整備され、専門分野の教育目的及び研究内容に応じて、的確な研究指導がなされており、それぞれの分野における学位と養成しようとする人材育成へ向けた指導が行われている。

医歯学総合研究科では、各分野の所属する大学院指導教員が複数指導体制にリストアップされ、大学院学生は自分が所属する分野以外の教員からも研究指導を受けることが可能となっている。また、平成18年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に採択された「医歯学領域における次世代高度専門家教育」においては、研究における専門性に特化するのではなく医学・歯学のオピニオンリーダー

を教育するという趣旨の下、研究指導は、本来の指導教員1人を含め5人の教員により構成される高度専門教育委員を設置し、講座・分野横断的な指導体制をとっている。さらに、文部科学省大学院GP「歯科医学における基礎・臨床ボーダレス教育」においては、これまでの3人指導体制の集大成として基礎・臨床に所属する学生が分野を越え、新たなコースワーク構築の下、臨床と基礎の教員から研究指導を受けるプログラムが構築されている。

保健衛生学研究科では、研究指導と学位論文作成について指導教授のみが指導にあたるのではなく、他分野の教授ほか複数の教員の指導を受けることも可能となっている。さらに、学位論文のための研究を計画的に進めるため、年初に研究論文完成までの年度予定が組まれ、学生に周知されている。

生命情報科学教育部では、1人の学生につき2人以上の教員が指導を担当し、学位取得までのプロセスの進捗を複数の指導教員が多面的に管理することによって、標準修業年限内に学位を取得できるよう指導する体制を整備し、英語ディベート演習、英文論文作成演習、プレゼンテーション演習などの授業を履修することにより、論文作成に必要な技術を体系的に学んだ後、指導教員の指導下で研究成果の発表や論文作成等を行っている。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

各分野において指導教員の下、研究指導、学位論文に係る指導が的確に行われているほか、研究科等が教育上有益と認めた場合には、他の大学院、研究所又は高度の水準を有する病院での研究指導を受けることも可能となっている。さらに、各研究科等の学生をTA・RAとして雇用し、学部学生、修士課程学生等に対する教育補助及び研究補助活動により教育能力の育成、研究能力の育成が図られている。

医歯学総合研究科の修士課程における研究指導に当たって、1年次に行う学生アンケート調査により、研究課題や研究進行状況、指導教員とのコミュニケーション状況等を調査しているほか、研究指導教員に加え、学年担当教員（各2人）を設けており、適宜対応できる体制を整備している。

保健衛生学研究科では、学位論文のための研究進行を計画的に進めるため、年初に研究論文完成までの年度予定が組まれ、学生に周知されているほか、平成17年度に文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に採択された「看護系大学教員の博士号取得推進プログラム」によりe-learningシステムを整備し、国内・国外問わず研究論文指導が受けられる「遠隔論文指導システム」が稼働している。

生命情報科学教育部では、学位取得までのプロセスの進捗を複数の指導教員が多面的に管理することによって、標準修業年限内に学位を取得できるよう指導する体制を整備している。学位論文はthesis形式（博士後期課程は英文）で作成し、原則公開の学位審査を受けており、英語ディベート演習、英文論文作成演習、プレゼンテーション演習などの授業を履修することにより、論文作成に必要な技術を体系的に学んだ後、指導教員の指導下で研究成果の発表や論文作成等を主体的に行っている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価基準・修了認定基準は大学院学則及び学位規則等に定められており、各研究科等の履修要項として学生に配付するとともに、ガイダンス及びウェブサイトへの掲載等により周知されている。

各研究科等の大学院課程における成績評価及び単位認定は、こうした大学院学則、学位規則等に基づき、

学生の学習状況や研究内容等について多面的に行われている。修了認定についても、学位論文審査を経て、研究科委員会等において提出論文の内容や最終試験及び修得単位数に基づき、総合的に行われている。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

学位論文の審査体制、最終試験又は試験、学位授与等については、学位規則に定められている。また、当該規則に基づき、各研究科等では、学位論文審査及び試験についての内規を作成しており、学位論文提出資格、論文審査委員会、最終試験等について詳細を定めている。これらの学位規則及び研究科内規等に基づき、予備審査、本審査等、数段階の審査を経て審査され、最終的に研究科委員会が議決を行っている。なお、各研究科等の学位論文審査及び試験内規については、大学院学則及び学位規則と同様に各研究科等の履修要項に掲載されており、ガイダンス及びウェブサイトへの掲載等により学生への周知が図られている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価の正確性を担保するための措置として、成績に関する学生の申立てが生じた場合には、学務部教務課もしくは直接担当・指導教員に申し出ることができる体制がとられている。そのほか、医歯学総合研究科では、必要に応じて学生相談担当教員に相談できる体制となっている。相談を受けた内容で更に必要な場合は、大学院教育委員長が対応を検討するとともに、必要に応じて、多くの教員からの客観的判断を得るため、大学院教育委員会等で審議することとなっている。

成績評価等は厳正に行われており、特に学位論文に関しては、公開論文審査を行うなど二重、三重のチェック機能が存在し、正確さを担保するための措置が講じられている。例えば、医歯学総合研究科の修士課程においては、複数の審査委員による、公開での論文発表による論文審査、質疑応答による学力審査を総括した最終試験を行い、その結果は審査委員長がまとめる形で、修士課程総務委員会に報告し、その資料に基づき審査を行い、その結果を代議員会で承認するというダブルチェック機能を構築し、正確さを担保している。MMAコースにおいても、通常の修士課程同様に論文審査、質疑応答が行われ、通常の修士課程における修士課程総務委員会に代わってMMA運営協議会が学生一人一人の審査を再度行うという体制をとっており、正確さが担保されている。

また、博士課程においては、さらに成績評価等の正確さを担保するため、学位に関する委員会により、論文審査に係る諸条件のチェックを行い、この条件をパスした論文のみが審査対象とされ、複数の教員による審査委員会を設置し、公開での論文発表による論文審査、質疑応答による学力審査を総括した最終試験を行い、その結果は審査委員長により文書化され、その報告書に基づき、医歯学総合研究科委員会にて再度審査される。その際は、3分の2以上の賛成を要するなど、正確さを担保する措置がとられている。

そのほか、保健衛生学研究科、生命情報科学教育部についても、各学位審査論文及び試験内規に基づき、成績評価が行われている。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 文部科学省教育GPに平成 20 年度に「下級生が上級生に教わる歯科臨床体験実習」及び「医療と造形」が採択されており、特色ある教育が展開されている。
- 文部科学省特色GPに平成 17 年度に採択された「医歯学シミュレーション教育システムの構築」及び文部科学省現代GPに平成 19 年度に採択された「ICT活用教育と従来型臨床現場実習の連携」により、ICTを活用したシステムを構築して、成果を上げるなど指導上の工夫がなされている。
- 文部科学省現代GPに平成 16 年度に採択された「国際的医療人育成のための先駆的教育体系」を踏まえた「国際性豊かな医療人・世界的競争に打ち勝つことのできる研究者の養成」（平成 20 年度文部科学省政策課題対応経費）では、21 世紀の最先端の医療と生命科学に対応できる医療人の育成を目指し、教育の国際水準化を図ることを目的として、ハーバード大学医学部での臨床実習やインペリアルカレッジでの研究体験コースなど海外での学生の研究・研修の機会の拡大、海外での臨床実習、研修、研究を支援する英語学習プログラムの体系化等の取組が行われている。
- 文部科学省大学院GPに平成 19 年度に採択された「大学院から医療現場への橋渡し研究者教育」では、医歯工連携を基盤にして、医療技術の高度化やこれらに直接関連する材料・機器の開発研究など、臨床への直接的なフィードバックを基調とした課題に取り組み、課程修了後も研究を継続して診療現場との橋渡し役となる工学的センスを持った医療（歯学・医学）の高度専門職能人の育成に努めており、「国際産学リンケージプログラム」では、生命情報科学教育部で養成する人材が修了後、国際社会貢献ができるように大学院として支援することを目的としている。また、平成 20 年度に採択された「歯科医学における基礎・臨床ボーダレス教育」では、基礎・臨床融合型教育研究システムを構築し、優れた研究能力等を備えた臨床歯科医等の育成、臨床指向型研究分野で世界をリードする研究者の育成を行い、「看護学国際人育成プログラム」では、グローバルな素養と見識を習得するためのアカデミックトレーニングを実施し、看護学国際人の育成を図っている。
- 文部科学省「魅力ある大学院教育」イニシアティブ」に平成 17 年度に採択された「看護系大学教員の博士号取得推進プログラム」では、看護系大学の若手教員が、在職のまま博士号の取得を推進することを目的として、学生が在職する大学教員との連携による指導を実施し、「生命情報科学国際教育プログラム」では、英語による大学院教育を実施し、日本語を解さない学生もトップレベルの大学院教育を受けられる体制を整えている。平成 18 年度に採択された「医歯学領域における次世代高度専門家教育」では、医学・歯学領域の次の世代を担うオピニオンリーダーを育成することを目的として、選抜された学生に対して教育を行っている。
- 文部科学省「がんプロフェッショナル養成プラン」に平成 19 年度に採択された「がん治療高度専門家養成プログラム」では、がん医療に特化した医療人の育成を目的とし、がん医療を担う医療人養成を推進している。
- 文部科学省「大学教育・学生支援推進事業【テーマA】大学教育推進プログラム」に平成 21 年度に「コンピュータによる診療模擬実習の展開」が採択されている。
- 文部科学省「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」において、平成 21 年度に「学

際生命科学東京コンソーシアムによる全人的大学院人材育成拠点の確立」が採択されている。

- 文部科学省 21 世紀 COE プログラムに平成 15 年度に採択された「歯と骨の分子破壊と再構築のフロンティア」及び文部科学省グローバル COE プログラムに平成 20 年度に採択された「歯と骨の分子疾患科学の国際教育研究拠点ーデント・メドミクスのインテリジェンスハブー」では、歯と骨の分子疾患科学について、世界最先端の研究を展開し、併せて次世代を担う国際的に活躍する若手研究者の養成に努めている。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

学士課程においては、定期試験や卒業論文・卒業試験等により、学生の卒業時までの学力、資質・能力等に関する達成度が評価されている。特に、医学部医学科及び歯学部歯学科では、2年次に教養部において前期・後期の定期試験を行うことに加え、自然科学の主要科目（数学、物理学、化学、生物学）及び英語について学力認定試験を行い、期待される学力に達しない学生については、各科目の補強コースを履修することとなっている。また、両学科とも5年次の診療参加型臨床実習前に学生の知識・技能・態度を評価する全国共用試験である共用試験C B Tと客観的臨床能力試験（O S C E）が実施され、合格判定基準を満たした学生のみが診療参加型臨床実習に進むことが可能となっており、この両試験を通じて各学生の全国的な学習到達度の判定を行っている。こうした達成度の検証・分析については、定期的に開催される各学部の教育委員会において実施され、各教授会にて報告されている。また、各学部・学科に関連する各国家試験の合格率や卒業生・修了生の就職先企業へのアンケート調査等についても、学生の達成状況を検証・評価する指標として分析・報告が行われている。

大学院課程においては、各科目により行われている定期試験やレポート提出、単位認定による成績評価及び学位論文審査を通して達成状況の評価がされている。さらに、論文の質、受賞などを定期的に調べることで達成状況の検証がなされており、特に、論文の質に関しては、多くの国際的な学術誌において当該大学大学院学生が筆頭著者である論文が多数掲載されている。これらは、受賞等も含めて各研究科等において毎年度発行される年報に掲載されている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成20年5月1日現在における休学、退学・除籍、留年の割合は、学士課程では、医学部3.8%、歯学部4.2%である。

各学部・学科に関連する各国家試験の平成20年度の合格率は、医師97.7%、歯科医師88.5%、看護師100%、臨床検査技師88.5%、保健師100%、歯科衛生士100%、社会福祉士72.2%といずれも高い数値を示しており、例年と同様に多くの学生が各国家試験に合格している。

大学院課程では、平成20年5月1日現在における休学、退学・除籍、留年の割合は、医歯学総合研究科修士課程7.6%・博士課程13.8%、保健衛生学研究科博士前期課程9.8%・博士後期課程27.9%、生命情報

科学教育部博士前期課程2.2%・博士後期課程11.5%となっている。また、平成18～20年度の平均の標準修業年限内の学位取得率は、医歯学総合研究科では修士課程(MMAコースを除く)94.1%・博士課程70.8%、修士課程MMAコースについては、医療政策学コース84.7%、医療管理学コース96.3%である。保健衛生学研究科では博士前期課程85.5%・博士後期課程40.7%、生命情報科学教育部では博士前期課程92.6%・博士後期課程45.0%となっている。なお、生命情報科学教育部博士後期課程の学位取得については、平成18年度に初めての学位審査が実施され、18.2%の取得率であったが、平成20年度には、取得率は46.2%に向上している。さらに、学位授与に当たって提出される学位論文はいずれも高いレベルにあり、国際的な学術誌に掲載された多くの研究がある。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

各学部・研究科等において、学生からの授業評価やアンケート調査等を行っている。さらに、教養部及び生命情報科学教育部ではウェブサイト上に評価結果を掲載している。

教養部の平成20年度前期の結果では、総合評価で平均して73.6%の学生が「高く評価する(5)」又は「評価する(4)」(5段階評価)としている。

医学部では、医学科の新カリキュラムの全課程を修了した学生を対象とした卒業前カリキュラム満足度調査における、現行カリキュラムへの移行型履修者である平成19年度卒業生による評価結果において、当該大学の教育全体に対する評価は高評価が68%であり、初年度履修者にあたる平成20年度卒業生による高評価が83%である。また、教育理念の実現に関する有用性に関する評価についても、幅広い教養の養成については38%、自己問題提起・解決力の養成については75%、国際感覚の養成については54%が高評価である。保健衛生学科では、平成19年度の学生による授業評価(看護学専攻・検査技術学専攻の全科目の平均)において、内容が良く理解できたかとの質問に5点満点で4点以上と回答した学生は68.3%である。なお、授業アンケートは各講義の最終回に受講者全員に対し行っており、詳細な分析結果は次年度のFD報告書に収録されている。

また、歯学部では、平成17年度から歯学科3年次から6年次までのすべてのモジュール・ユニット授業終了後に学生に授業アンケートを実施している。ユニットの授業アンケートの総合評価は点法のレーティングスケールで行っており、多くのユニットで平均4.0以上(5点満点)、平均4.5以上の評価を受けたユニット授業も少なくない。さらに、6年次生を対象に、包括臨床実習終了時アンケートとして、臨床実習全体と、卒業時に6年間の大学での教育内容についてのアンケートでの学生による評価は高い。そのほか、口腔保健学科のPBLに関する平成20年度のアンケート結果では、全授業科目についての授業評価は、授業内容や方法を含む総合評価は平均3.5～4.5と高く、PBLを通してグループメンバーへの配慮や他者の発言への傾聴ができるようになったとの回答が多く、PBLの継続への希望も1年次生、3年次生では平均4.1、3.6と高い値となっている。

大学院課程においても学生からの授業評価・アンケート等が行われている。医歯学総合研究科では修士課程において、毎年度、修士学生を対象に実施しているアンケート調査の平成18～20年度結果で、入学について「大変良かった」・「良かった」と回答した学生の推移は66.7%(平成18年度)→70%(平成19年度)→91%(平成20年度)であり、研究指導教員との関係について「良好」・「まあまあ」と回答した学生の推移は88%→87%→95%、講義について「充実している」・「適切である」と回答した学生の推移は50%→74%→63%、病院実習について「大変充実している」・「充実している」・「適切である」と回答した学生の推移は54.2%→52%→59%となっている。博士課程においても2年次生を対象としたアンケート調査を毎年

行っている。その結果、指導教員との関係について、「十分なコミュニケーションがあり、良好」もしくは「コミュニケーションは少ないが、まずまず」と答えた学生が平成18年度93.1%、平成19年度89.6%、平成20年度90%である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程卒業者の進路状況は次のとおりである。医学科では大学院進学 1.2%、就職者 0%、臨床研修医 97.7%、その他 1.2%、保健衛生学科では大学院進学 22.3%、就職者 68%、その他 9.7%、歯学科では大学院進学 0%、就職者 0%、臨床研修医 97%、その他 3%、口腔保健学科では大学院・大学進学 25.9%、就職者 55.6%、その他 18.5%となっている。医学科及び歯学科について、ほぼすべての学生が臨床研修医となっており、医学科では65%が当該大学医学部附属病院研修プログラムに参加し、34%は他病院で臨床研修を受け、1人は米国の大学院へ進学し、在学中にMD-PhDコース専攻者1人が大学院に進学している。保健衛生学科及び口腔保健学科の多くを占める就職者については、保健師・助産師・看護師や医療従事者等の医療関連が大半を占めており、進学者についても学科で修得した知識・能力を基礎に、教育者、研究者を志す学生が多いことから学生が在学中に得た知識や経験、技術等を活かす進路に進んでおり、各学部・学科等の教育目標の中で意図している人材の養成が図られている。

大学院課程の進路状況は、進学 10.0%、就職者 64.3%、その他 25.7%である。各研究科等単位で見ると、医歯学総合研究科の修士課程では、進学 26.7%、就職者 62.2%、その他 11.1%、博士課程では、進学 3.0%、就職者 67.5%、その他 29.4%、保健衛生学研究科の博士前期課程では、進学 14.3%、就職者 60.7%、その他 25.0%、博士後期課程では、就職者 70.6%、その他 29.4%、生命情報科学教育部の博士前期課程では、進学 32.4%、就職者 54.1%、その他 13.5%、博士後期課程では、就職者 53.3%、その他 46.7%となっている。

医歯学総合研究科においては、修士課程では、博士課程への高い進学率を示すとともに、医療関連企業や研究開発機関等への就職者も多数輩出している。博士課程でもその半数以上が就職し、その大多数が医師、歯科医師ほかの医療業もしくは保健衛生関連の職種及び大学教員をはじめとする学校教育関連（研究職を含む）の職種に就いている。修士課程MMAコースは原則として社会人が入学し、修了後は若干名が博士課程に進学しているほか、在学中の医療関連業務の中で新たに指導的立場に就くか、獲得した専門技能を活かして医療管理政策の分野の指導的立場の職に転職している。パブリックヘルスリーダー養成特別コースの修了生は、アジア太平洋地域の主として公的機関、大学、研究機関の指導的ポジションに就いている。留学生に関しては、卒業後、自国で教職に就く者の比率が高く、自国以外の国でポスドクとして研究職に就く者も多数いる。保健衛生学研究科及び生命情報科学教育部についても、進学や多様な職種に就職して教育の成果を活かし、様々な分野で活躍している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成19年度に、就職先企業等を対象に当該大学の卒業生・修了生に関する評価についてアンケート調査を実施している。アンケート結果を各学部・研究科等に分類し、分析が行われ、その結果、大学全体としては、教育理念である幅広い教養（身に付けている教養）については94%が、自己問題提起・自己問題

解決能力については85%が、国際感覚（国際感覚、語学力）については88%が「高い」・「やや高い」となっており、卒業生に関するその他の項目及び学部学科・研究科別に分類したアンケート結果においても同様の結果が得られている。

医学部医学科及び歯学部では、卒業時に学生を対象に当該大学の教育全体に関するアンケート調査を実施しているほか、教職員が個別に卒業生から意見聴取を行ったり、就職説明会の機会に情報を入手しており、例えば、医学部医学科及び歯学部歯学科では、当該大学附属病院の臨床研修医となった多くの卒業生から、在学中に得た知識や経験が卒後に活かされている旨の回答が得られている。歯学部口腔保健学科においても、卒業生からの意見聴取で、学科教育で身に付けたコミュニケーション力、企画力とプレゼンテーション力、並びにPBLチュートリアル教育及び卒業研究で養成された情報収集及び情報の科学的吟味の力が卒後活かされているとの回答が得られている。医学部保健衛生学科では、毎年4年次生を対象にした就職ガイダンスを開催し、卒業生及び卒業生が就職している病院の検査部長や企業の人事担当者などから卒業生の活躍状況や当該大学の教育について高い評価を受けている。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 国家試験の合格状況や就職先からの評価から、教育の成果が高い。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学士課程の新生入生に対しては、4月当初に全新生参加による校外合宿オリエンテーションにおいて、患者の治療体験談と質疑応答を通じて医療人としての動機付けを行うとともに、教養部において学部学生共通で教養科目についてのガイダンスが行われている。

学士課程・大学院課程における授業科目の履修方法、専門、専攻の選択の際のガイダンスは、各学部・研究科等が実施しており、それぞれの学部学科ごとに専門科目等についてのガイダンスが行われている。また、各年次学生については、4月当初に科目履修、専門科目等についてのガイダンスを行っているほか、医学科のPBL、臨床実習、自由選択学習（プロジェクト Semester）、複合領域コースなどそれぞれのプログラム開始前に説明会が行われている。

大学院課程については、各研究科等別にガイダンスが行われているほか、医歯学総合研究科では入学者を対象に初期研究研修プログラムとして各分野の研究法、研究発表・論文作成、動物実験の進め方等についてのガイダンスが行われている。そのほか、国際交流センターでは、4月及び10月に外国人留学生に対するオリエンテーションを実施し、健康管理、大学生活に必要な諸手続、日本での研究・勉学及び日常生活等について説明し、留学生が日本で円滑な学生生活ができるように図られている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

学習支援に関する学生のニーズの把握については、学生からの授業評価・アンケートのほか、担当教員が学生と面談した際に、学生の要望等を聞くことなどにより把握されている。また、学生相談、助言、支援については、医学部及び歯学部、教養部から選出された学生委員会委員が、所属学生からの相談等に対応しているほか、各学部・学科及び教養部において担当教員制度として担任制、チューター制（グループ別担当教員、卒業研究担当教員）、あるいはアドバイザー教員制等を取り、学生の日常生活、研究・教育上の相談に対応している。大学院課程においても、学生相談担当教員が対応している。さらに、学務部において学習、経済、健康、課外活動等の種々の問題について助言や援助を行っており、留学生については、学術国際部学術連携・国際課国際交流掛において対応している。こうした要望・相談等の体制については、入学時に学生に配付される『学生生活の手引き』及び各学部・研究科等のガイダンスにおいて周知されている。そのほか、国際交流センターには、留学生のための相談室があり、勉学や生活に関する相談を日本語及び英語で対応するとともに、日本人学生に対しても当該大学の「海外研修奨励制度」で海外研修に行

く前に、海外事情、心構え等のアドバイスを رفتり、海外留学及び進学に関する相談業務も行われている。

また、各学部・学科の学生委員会ないし教育委員会等においては、こうした学生の要望や相談等を基に、学生のニーズに合った学習環境の整備等について検討を行うとともに、改善を行っている。例えば、医学部では学生個人々のニーズに合わせ2年次からは四大学連合を活用し、一橋大学、東京工業大学、及び東京外国語大学でも複合領域の履修を認めているほか、最大6か月に及ぶ自由選択学習（プロジェクト Semester）においては、国内外の様々な大学・研究所等での実習を可能としている。歯学部においては、従来、6年次に臨床実習を実施していたが、それまでの5年間はほとんど附属病院とは無縁のカリキュラムであることを改善して欲しいとの学生からの要望があったため、新カリキュラムにおいて、1年次から5年次秋の臨床実習に上がるまで附属病院内で患者と接する機会を設けるとともに、各診療科や学生診療室での見学と診療補助を経験できるように変更している。さらに、国際交流センターでは、学生の要望にこたえ、海外留学を考えている学生のために、「TOEFL-CBT受験のための集中セミナー」が実施されている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

留学生に対する全学的な学習支援としては、国際交流センター及び学術国際部学術連携・国際課国際交流掛において、新入留学生オリエンテーションを始めとして、日本語予備教育、日本語補講、研修等の積極的な支援が行われている。そのほか、個別に課外指導を行い、留学生の学習・研究の向上を図ることを目的としてチューター制度があり、留学生の指導教員の推薦に基づき、原則として留学生の専攻する分野に関連する学生をチューターとして選定し、留学生の日本語の指導を始めとする学習支援を行うとともに、生活支援も行われている。

社会人学生への学習支援については、大学院において、社会人対象の授業を開講している。社会人を主として受け入れる夜間コースとして医歯学総合研究科医歯科学専攻MMAコースを設置するとともに、科学技術振興調整費に採択された「ライフサイエンス分野知財評価員養成制度」及び「医歯工連携による人間環境医療工学の構築と人材育成」が実施されており、社会人の履修を容易にするため、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを願い出た者について、審査の上許可する長期履修学生制度を実施しているほか、環境面においても自動収録された講義を学内LAN上から視聴できるシステムやWebCTを導入し、臨床研究計画方法についての教材、練習問題、課題、評価試験の活用には便宜を図り、時間や場所に縛られない学習を可能とするなどの支援を行っている。

そのほか、障害のある学生に対しての学習支援については、当該学生の状況により学生委員会、所属部局の教育委員会と担当教員及び学務部が連携して対応を検討する体制となっている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

湯島地区及び教養部のある国府台地区において、自習室・演習室を整備し、パソコンを設置するなど自主学習が行いやすい環境を整えている。附属図書館では教育研究上必要な資料が系統的に収集、整備されているほか、閲覧室、情報検索機器室、演習室等が整備されており、多くの学生に利用されている。

また、e-learningの取組として、WebCTを全校統一で導入し、オンラインで教材のダウンロードや自習用コンテンツの充実等の環境を整えたほか、講義収録・ストリーミング・WebCTを組み合わせ、学生はVOD（Video On Demand）で授業映像を視聴できるようになっている。イントラネット上で閲覧できる教材として、臨床基本技能DVD、米国の患者教育用ビデオを配備し、一部教材については、授業資料をWebCTに収録し、イントラネットのみならずパスワード管理下で学生が自宅から閲覧することが可能である。そのほか、医歯学総合研究棟（I期）の講義室1、2及び症例検討室に講義撮影装置を設置し、撮影したファイルをWebCTにアップロードするとともに、講義終了後に学生が学内から自由にアクセスできるようにして復習や確認などのために活用している。そのほか、各学部・研究科等において自主的学習環境の充実のため様々な取組を行っている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生の心身の向上と学生間の親睦を図ることを目的とした、学術、文化、運動等の自発的な活動を行う全学的な組織として、学生によって組織された学友会がある。学友会は、文化系14サークル、体育系24サークルを有し、顧問教員の指導の下、学術、文化、運動等について活発な活動が行われている。また、学生の福祉と自治精神の昂揚を目的として、学生自治会が当該大学学生全員をもって組織されている。こうした学生のサークル活動や自治活動等の課外活動への支援として、学務部学生支援課がその窓口となるとともに、課外活動施設の維持管理及び使用についての指導連絡調整を行い活動を支援している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

学生のニーズについては、アンケートのほか、担当教員や学務部事務職員等が学生と接する際に、要望等を聞くことなどにより把握されている。学生相談、助言、支援については、学生委員会委員が相談等に対応しているほか、各部局において担当教員制度として、担任制、チューター制（グループ別担当教員、卒業研究担当教員）、あるいはアドバイザー教員制等を取り、学生の日常生活、研究・教育上の相談等に対応するとともに、担当教員は保健管理センターとの協力の下、学生の精神面を重視し、健康管理体制の強化が図られている。また、学務部の各掛において学習、経済、健康、課外活動等の種々の問題について助言や援助が行われている。メンタル面を含んだ健康面での相談等については、保健管理センターにおいて学生各自の健康を保持し増進するために、心身の健康について助言・指導が行われている。そのほか、各種ハラスメントについては、大学全体として「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規則」及び「国立大学法人東京医科歯科大学におけるハラスメントの防止等に関する取扱い要項」を定め、ガイダンスや『学生生活の手引き』等を通じて学生にハラスメントについて教示するとともに、保健管理センター長及び学生委員会委員で構成される相談員が対応にあたる体制となっている。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・

助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

留学生に対する生活支援としては、国際交流センターウェブサイトにおいて留学生生活情報の項目を設け、外国人留学生ガイドブックや学費、奨学金、住居等に関する情報を掲載している。この外国人留学生ガイドブックには住居の詳細、健康管理、在留資格手続き、その他便利な情報等が掲載されており、紙媒体でも留学生に配付されている。また、国際交流センター相談室、学術国際部学術連携・国際課国際交流掛、担当教員、チューターが留学生の学習上の援助と日常生活上の助言等を行うとともに、「教職員のための留学生受入れ&日本人学生送り出し手引き書」及び「留学生チューターマニュアル」を作成・配付し留学生への対応等について周知している。そのほか、経済的支援として、入学科・授業料減免が実施されている。

障害のある学生等に対する支援としては、学生委員会・教育委員会と担当教員及び事務局学務部で連携して支援について対応を検討・実施する体制をとっている。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて生活支援等が行われていると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

学生の経済面の援助として、「東京医科歯科大学入学科及び授業料免除並びに徴収猶予に関する選考基準」に基づき入学科の免除並びに徴収猶予、授業料免除並びに徴収猶予を行っており、規程に基づいた支援が行われている。平成20年度の授業料免除状況は、申請者430人（前期221人、後期209人）のうち、全額免除が前期135人、後期131人、半額免除が前期25人、後期29人である。奨学金については、日本学生支援機構、地方公共団体、民間奨学団体の制度により取り扱っているほか、当該大学独自の奨学金制度である小橋晶一GSK奨学金からも規則に基づき支援が行われている。これら奨学金の情報については掲示板への掲示や案内資料が配付されている。平成20年度の日本学生支援機構奨学金受給状況は、第一種が学部126人、大学院263人、第二種が学部203人、大学院27人である。

また、経済的な理由等でアルバイトをすることが必要な学生のためのアルバイト紹介事業を、「株式会社ナジック・アイ・サポート」に委託しており、アルバイト情報をウェブサイトで公開し、パソコンや携帯電話から最新情報を閲覧できるように整備されている。

そのほか、寄宿舎として国府台地区に男子学生用「里見寮」及び女子学生用「国際学生宿舎」と外国人留学生用の「国際交流会館」がある。なお、入寮できなかった学生に対してはアパート等不動産情報の提供を行っている。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学は、湯島・駿河台地区と国府台地区の2つの主要キャンパスを有し、その校地面積の総面積は106,402 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計121,493 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

湯島地区、駿河台地区には、講義室、研究室、附属病院、附置研究所、附属図書館、各種実験施設等が整備されており、国府台地区には、講義室や研究室などに加えて附属図書館分館、屋外運動場及びプール、体育館、国際交流会館、国際学生宿舎等が整備されている。

また、施設の有効活用を促進し、教育研究活動の活性化を図るため、共用スペースの確保やスペースの再配分を行っており、施設点検評価に関する内規及び施設有効活用に関する施設点検評価実施要項に基づき、施設の有効活用に関する調査を行い、共用スペースを確保し、競争的資金を獲得した研究者が優先的に使用できるようにしているほか、若手研究者のための専用スペースを確保している。

バリアフリー施設・設備の状況については、エレベーター、自動ドア、スロープ、身障者用トイレ、点字ブロック等の整備を行っている。

そのほか、耐震改修の必要性を把握するために、対象建物の耐震診断を実施し、耐震性の低い建物について、耐震改修の検討を行い、耐震性の劣る湯島地区1号館等の耐震補強を実施している。また、湯島地区の全エレベーターを調査し、すべてを地震時管制運転装置付のエレベーターに改修するとともに、建築基準法に基づく、特殊建築物等定期調査及び建築設備定期検査並びに施設パトロールを実施し、リスク発生の可能性を把握するとともに、老朽劣化による事故が起きる危険度の高い建築設備の改修を行うなど、事故災害のリスクの低減を図り、予防的措置を実施している。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

当該大学では、情報処理センター（情報医科学センター）において、大学全体の学内情報ネットワークシステムの管理運営を統括しており、利用者に対する技術指導、情報提供、利用に必要なサービスの提供、学外情報ネットワークとの連携等に関する業務が行われている。学生が利用可能なパソコン端末の整備状況については、附属図書館閲覧室、視聴覚室に学内LANに接続されたパソコンを開放しているほか、教養部マルチメディア演習室や、各学生自習室等に国府台地区計54台、湯島地区計105台のパソコンを配備

し、さらに、学生自習室へパソコンの追加配備や全病棟に「学生優先」の端末を設置するなどして、教育内容や学生のニーズに対応した整備が進められている。

また、e-learning の取組として、We b C Tを全学統一で導入しており、同システムの効果的な活用を図るための教育メディア支援専門委員会を設け、運用等の実務を担当する附属図書館事務部にメディア情報掛を設置して全学的支援を行っている。このWe b C Tのコース数は、平成 16 年度導入以降、平成 20 年度までに 303 コースとなっており、講義収録・ストリーミング・We b C Tを組み合わせることにより VODで授業映像を視聴できるようになっている。さらに、イントラネット上で閲覧できる教材として、臨床基本技能DVDや米国の患者教育用ビデオを配備するとともに、一部教材については、授業資料をWe b C Tに収録し、イントラネットのみならずパスワード管理下で学生が自宅から閲覧することを可能としている。医学部では、医歯学総合研究棟（I期）の講義室1、2及び症例検討室に講義撮影装置を設置し、撮影したファイルをWe b C Tにアップロードするとともに、講義終了後に学生が学内から自由にアクセスできるようにして復習や確認などのために活用しているほか、臨床実習における診療参加を実質化するため院内 P H S と電子カルテを学生用に整備している。歯学部では、病院診療室と講義室をe-learning で結び、診療室で術者が診療を行っている映像を講義室で学生が見学しながら、術者と学生が双方向に質疑応答を行える授業（臨床ライブ授業）を確立している。そのほか、当該大学では文部科学省現代GPとして「I C T活用教育と従来型臨床現場実習の連携」が平成 19 年度に採択され、I C T活用教育と従来型の臨床実習、模型実習、講義を、複数のサーバを介して相互に連携させる新しい教育システムの開発・構築を推進している。

これらのことから、大学において編成された教育課程の遂行に必要な I C T環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学全体の施設・設備の運用に関する方針については、「医歯学総合研究棟Ⅱ期の基本構想」として、また、施設の有効活用については「東京医科歯科大学における施設の有効活用に関する基本方針」として建築委員会が策定している。この方針に基づき、建築委員会において施設の整備計画や管理・運用を行うとともに、建築委員会の構成員である各部局長を通じて、方針の学内周知が図られている。また、施設の有効活用に関する調査に基づき、建築委員会で審議を行い、共用スペースを確保し、競争的資金を獲得した研究者の優先的使用、若手研究者のための専用スペース確保など教育研究活動の活性化を図っている。こうした共用スペースの運用等については、ウェブサイトにおいて「東京医科歯科大学共用スペース運用内規」を掲載し学内外に周知を図っている。

なお、各主要施設・設備等の運用については、規則等において運用に関する方針を定め学内に周知しているほか、保健管理センター、国際交流センター、附属図書館、先端研究支援センター等については大学ウェブサイト内の専用ページ等を通じて、運用に関する方針の周知を図っている。そのほか、学生には入学時に『学生生活の手引き』を配付し、その中で、学生関係部署や保健管理センターの利用、課外活動等における学内施設及び合宿研修施設の使用について周知されている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館及び国府台分館の蔵書は、図書冊数200,386、学術雑誌タイトル数2,714、視聴覚資料点数1,018、電子ジャーナル契約数5,897である。これらの蔵書については、系統的に収集・保存を行うとともに、閲覧、貸出等を行っており、多くの学生・教職員に利用されている。附属図書館の座席数は142席、国府台分館は125席設置されており、学生の館外貸出冊数は平成19年度実績で8,588冊、国府台分館は1,349冊である。

図書の整備については、各学部・研究科等の要望を踏まえながら、学生への教育支援としてシラバスへの掲載図書の充実を図るとともに、各学部・研究科等から要望のある特定のテーマに関する資料についても可能な限り、収集・整備し、提供を行っている。また、電子書籍 (Ovid-eBooks) 12タイトルや臨床データベース (UpToDate) を導入するとともに、「研修医のための基本技能DVD」をVODにより附属図書館のウェブサイト等から利用可能とし、教育内容に直結した図書教材の充実を図っている。

附属図書館では各種 e-learning システム、自習用コンテンツの運用管理を行っており、講義収録・ストリーミング・WebCTを組み合わせ、IDが与えられた学生がVODで授業映像を視聴できるほか、利用者用パソコンで、シミュレーション・NetAcademy が利用できるようになっている。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準9を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

学部学生及び大学院学生の学籍、各種証明書発行、入試、学生の成績、卒業・修了、進路に関するデータについては、学務部において収集・管理されている。データ等の管理や保存年限については、文書管理規則に定められている。個人情報を含むデータの管理については個人情報管理規則に管理体制や取扱いが規定されている。そのほか、教育推進協議会をはじめとした全学的な教育に関する委員会及び各学部学科・研究科等教育委員会や学生支援に関する各種委員会の活動に関するデータについても学務部が収集し、管理している。

また、教員の教育研究活動の実態を示すデータとしては、任期制に伴う教員業績評価に関して各教員が提出した教育・研究・臨床・地域貢献に関する報告書を各部局の総務課において収集し、管理している。教員の教育研究情報は、「研究者総覧データベース」により、収集・蓄積されている。各研究科等においては、毎年、各分野の教育研究活動状況をまとめた年報が作成されている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの意見聴取については、各学部、研究科等において、学生による授業評価・アンケートを行っているほか、指導教員と学生との対話を通じて、学業の成果等について意見聴取が行われている。この結果は、担当教員や指導教員にフィードバックされ、教育の質の向上や改善に活かされている。また、各学部・研究科等の教育委員会を中心に教育の評価の効果を検証し、カリキュラムの見直しや学生の指導体制、入学試験選抜方法の改善のほか海外研修奨励制度の推薦等に反映させ、教育の現場にフィードバックしている。なお、教養部及び生命情報科学教育部ではウェブサイト上に評価結果を掲載し、公表している。

教職員からの意見については、各学部・研究科等において意見聴取の機会を設けており、提案された意見等を基に、教育委員会や教授会等において審議し、カリキュラムの見直し等の継続的な改善を図っている。なお、こうした大学の構成員（教職員及び学生）の意見を基にした具体的な改善事例が示されている。改善事例として、医学部医学科では臨床実習充実のための長期間臨床実習の導入（4週単位、10診療科）、学生用電子カルテの整備、地域診療所実習の必修化を実施している。医学部保健衛生学科では、遺伝子染色体検査学の充実、選択専門科目受講者数調査により、学生の志向を反映した開講科目の決定、看護学科の早期体験実習の導入、教養部と専門教育教員の連絡会議による連携教育制度の発足がある。歯学部歯学

科では、ユニット試験時期、臨床系基礎実習の実施時期・期間の調整、包括臨床実習スケジュールやオプション実習の予約方法の変更等、学習のしやすさと時間的余裕に配慮している。歯学部口腔保健学科では、細分化されていた小科目の統合による大科目制、重複削減、科目責任者の配置による科目内ユニットの効率的編成を行っている。また、社会福祉関係科目について、放送大学との単位互換制度の検討も行っている。医歯学総合研究科では、初期研究研修プログラムで基本的知識の習得が可能となるよう内容や、修得単位の見直しや医歯学総合特論や医歯学先端研究特論の導入などの改善を行っている。保健衛生学研究科では、博士前期課程における病因・病態解析学を必修科目とし、幅広く病態理解が身に付くようにしている。生命情報科学教育部では、発生工学演習に必要な機器の整備とTAの演習への優先配置を実施している。また、化学系授業充実のため、ケミカルバイオロジー特論・演習を開講している。教養部では、教養部修了時の学力を保証するため、自然系科目と英語の学力認定試験を実施している。人文社会系においても、医歯学生のための法学概論の開講などの改善を行っている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

各学部及び各大学院の学生の就職先に対して、卒業生・修了生等に関するアンケートが実施されている。アンケート結果は、各教育委員会に報告され、カリキュラムの見直しや学生の指導体制等の今後の教育活動の改善に活かされている。また、学外非常勤講師や協力型臨床研修施設の研修指導医等からの改善要望等についても、同様に協議し、改善に活かしている。学外関係者の意見を基にした、教育の質の向上、改善に向けての具体的な取組事例が示されている。

医学部医学科では、国際水準を超える教育の実現を目指し、平成16年度以来パートナーズ・ハーバードメディカルインターナショナルに教育に関する外部評価を委託し、月例テレビ会議等を経て、カリキュラム改善に反映させている。外部評価に基づき、平成19年度から臨床実習期間中に、臨床推論に特化した少人数教育を導入している。医学部保健衛生学科では、従来4年次に行っていたインターンシップを3年次にも行うことにし、より早くから将来の進路について考えるようにさせている。また、平成18年度以降、日本臨床検査学教育学会に複数の教員が参加し、Clinical Laboratory Scientistを養成すべきであるなどの他の臨床検査技師教育施設の教員の意見を取り入れ、卒業研究や選択科目の充実など学部教育の改善に役立っている。そのほか、大学院説明会を開催し、大学院進学者の増加を図っている。

歯学部歯学科では、当該大学の卒業生が多く残る歯科医師臨床研修の協力型臨床研修施設の指導責任者の要望で、研修開始直後の協力型施設における臨床研修が少しでもスムーズに移行できるようにするため、歯科医師国家試験後臨床研修開始時まで希望者に対してスキルスラボでの事前シミュレーション研修を実施している。歯学部口腔保健学科では、歯科衛生士の臨地実習及び社会福祉士の現場実習に当たっては、実習記録の指導者のコメント並びに実習先を訪問しての指導者等との面談を通して、学科の教育内容及び学生の実習態度、学習状況について学外関係者からの情報を得て、学科の授業内容及び個々の学生へのフィードバックによる改善が図られている。学外実習先から実習の取組等について、厳しい指摘があった場合には、その都度学生との面談を行い、本人の自覚を促し、実習が充実したものとなるよう支援が行われている。

医歯学総合研究科では、教員の総合的業績評価において、大学院教育に責任を持つ分野責任者には任期最終年度に外部評価を実施し、外部評価者による教育業績の評価結果が教員の適性配置や任用を通して、教育の質の向上、改善に向けて活かされる体制となっている。平成19、20年度において、分野長を対象に

複数の外部評価委員により、教育業績に関する評価を行い、その結果を内部評価委員会で再度評価し、被評価者に文書・口頭で伝え、今後の教育の質の向上・改善に役立てている。

保健衛生学研究科では、医歯学総合研究科と同様に、分野責任者には外部評価を実施し、評価結果が教育の質の向上、改善に向けて活かされる体制となっている。そのほか、日本臨床検査学教育学会学術大会のシンポジウムテーマ「大学院教育の課題と将来展望」における討議を参考に、大学院教育においてヒト及びヒト検体を用いる際の研究倫理の遵守を折に触れて説明し、さらに入学時には個人情報の扱い規約を遵守する旨の誓約書を書かせることとしている。

生命情報科学教育部では、外部委員の意見や評価を基に、当該大学独自の生命情報科学教育の推進や、アジアからの留学生に対する教育と欧米への発信、産業や国際的視点からの評価の導入等について、カリキュラムの改善を行い、大学院国際化プログラムから国際産学リンケージプログラムへと展開して、様々な企業と連携しながら、国際的なアカデミア並びに産業界で活躍できる人材を養成するプログラムへと発展させている。

教養部では、「行動科学基礎」科目の夏季体験学習の終了後、毎年学外施設担当者との懇談会を開き、学内では知りにくい学生の行動について医療福祉の専門家から指摘を受け、それを次年度以降の教育改善に役立てている。

これらのことから、学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

各学部・研究科等では、授業評価結果を担当教員にフィードバックしており、個々の教員の教育活動の継続的な改善に結び付けている。また、組織的な取組として、各学部・研究科等において教員研修会が積極的に開催され、教員に教育技術向上の機会を提供しており、教員研修の中で、授業評価結果や学生及び教員の意見等を扱うことで、個々の教員の教育の質の向上と改善を促している。さらに、評価結果を基にした質の向上及び改善の具体的事例も示されている。

医学部医学科では、学生による授業評価はすべて科目責任者及び個々の教員にフィードバックされるほか、教育委員会委員長が閲覧し、平成20年度より問題があると認められた事例については、注意を喚起する体制を実働している。学生による臨床実習の評価についてはオンライン評価システムを使用し随時指導教員が参照できる体制とし、定期的に診療科担当者を通じて指導教員にフィードバックする体制を実働している。さらに、これらの評価を周知徹底し教授技術の改善に結び付けるため定例の教員研修会を開催し、毎回過半数の教員が参加している。また、学生の要望にこたえ、臨床実習に学生用電子カルテを導入している。

医学部保健衛生学科では、学生が能動的に授業に参加するようにするため、例えば、免疫検査学実習では学生に実習結果の発表会を行わせ、選択科目「細胞のエネルギー獲得と利用のしくみ」では8回の授業の内4回をセミナー形式としている。

歯学部歯学科では、学生による授業評価はユニット終了時に実施され、その集計結果は、ユニット授業に関わった全講義担当者に連絡される体制となっている。また、教育委員会委員長はすべての授業アンケートを閲覧し、平成17年度より問題があると認めた事例については、注意を喚起する体制を構築している。平成20年度からは、授業評価集計表全体の統計的分析を行い、各授業担当者にフィードバックされる準備が整えられている。学生による臨床実習の評価については、臨床実習終了時にアンケート調査を行い、集

計結果は当該年度の学生臨床指導に携わった全教員に閲覧出来る体制を構築している。さらに、これらの評価を周知徹底し教授技術の改善に結び付けるため、1年に平均2回教員研修(教員FD)を行い、その中でマイクロティーチングを入れて、発表の仕方、授業のやり方について、自己反省、グループ協議、全体討議を行っている。

歯学部口腔保健学科では、講義室で聞こえにくい、スクリーンが見えにくい等の学生の意見を基に、各講義室にマイク及びプロジェクターを設置し、学習環境の改善が図られている。また、講義スライドのプリントを配付して欲しいとの学生の要望に対応して、極力すべての授業で配付するよう改善を行っている。卒業研究の論文作成時期に、データ解析に必須の統計ソフトの利用が集中し困るとの学生の意見を受け、平成20年からは学科共通のパソコン3台に統計ソフトをインストールし、学生がより便利に利用できる環境を整えている。

編入学生については、教養部の授業と重なり、受講できない一部の専門科目について、講義をビデオ撮影し、WebCTを介して学習する形をとるとともに、映像が見にくいなどのクレームが多かったため、収録設備の整備を行っている。歯学部口腔保健学科では、自学自習を保障するため、何時でも、インターネットを介して情報収集ができるよう学科校舎内における無線LAN利用の環境整備を行い、ほぼすべての講義室、実習室でインターネットへのアクセスを可能としている。

医歯学総合研究科では、学生からの授業評価・アンケートを基に、授業科目の必修・選択の見直しを行っている。また、入学時オリエンテーションにおいて科目責任者から直接、選択科目の説明をして欲しいとの意見を基に、科目責任者から選択科目の説明を行うように改善している。授業科目の内容が重複している部分があるとの指摘に対しては、科目責任者会議を開催し、授業科目の内容が重複しないよう調整を行っている。ラジオアイソトープ取扱者に対する安全取扱講習会と授業が重複しているとの意見を基に、当該講習会開催時には授業を入れないよう対応している。保健衛生学研究科では、学生アンケートに基づき、積極的な授業参加を促すために、「分子生命情報解析学特論A-1、A-2」、「生命機能情報解析学特論A」、「先端分析検査学特論A」、「生体防御検査学特論A-1、A-2」、「先端血液検査学特論A」など多くの大学院講義でセミナー形式や論文の抄読会形式を取り入れている。生命情報科学教育部では、「広い視野を与えるために、学内の他の研究室の訪問、学外の研究所の見学、学内の講演のほか、他の施設での講演会、セミナーなどに積極的に参加を勧めてはどうか」との意見があったため、平成18年度より、学内及び連携機関で開催されるセミナーを聴講することにより単位を修得する「最先端疾患生命科学特論」を開講している。また、「英語での発表や英語論文を書く力を身に付ける必要がある」という意見を基に、平成18年度より、「生命情報科学国際データプレゼンテーション演習」を開講し、英語による発表演習を行っている。

教養部では、教養部、連携教育で行われる授業科目等に関し、授業アンケート結果等を定期的にFD委員会で検討後、教員に公表して授業の改善に役立てている。例として、「化学(一般化学)」では、板書の量が多いとの意見を踏まえ、あらかじめ講義資料を配付するとともに、パワーポイント併用により、学生の負担の軽減を図っている。「物理学(力学)」では、宿題の解答が欲しいとの意見を踏まえ、ウェブサイト上に解説とコメントを載せ、学生の復習に役立てることを図っている。そのほか、授業で説明が不足した事項などをウェブサイトに掲載し、学生の自学自習の助けとしている。「生命科学(生物物理化学)」では、試行段階ではあるが授業アンケートに対する教員からの意見をWebCTに公開し、学生へフィードバックすることで一層の教育効果を図っている。

これらのことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っていると判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

FDは、各学部・研究科等の特性や対象、研修内容等に合わせて実施されている。毎年度実施しているものは、新規採用教員研修会、大学院教員FD、医学部教員FD、歯学部教員FDである。これらのFDは、年度ごとにカリキュラムプランニングやシミュレーション教材作成に関するものなどテーマ別・対象別に多様なFDを実施し、各教員の教育技法の向上等が図られている。

具体的には、医学部においては、パートナーズ・ハーバードメディカルインターナショナルとの提携により、教員研修会を米国ハーバード大学においても実施し、平成16年度以降ほぼ毎年教員を1週間から10日間派遣し、国際的視点からの教育技術の向上を図っている。研修会派遣者を教育委員会及び下部ワーキングの委員に登用し、その意見が改善に反映されるよう制度設計が行われている。また、歯学部においては、既に教員FDを受講している教員を対象に更なる教育能力の向上を図るためのアドバンス教員FDを実施している。そのほか、平成16～20年度の各学部・研究科等FD実施状況及び教育の質の向上・授業の改善等事例も示されている。

これらのことから、FDが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

教育支援者を日本学生支援機構主催の国公私立大学教務事務研修会、東京関東ブロック学生指導研修会、全国学生指導研究集会等に積極的に参加させ、意識、資質及び事務能力の向上を図っている。さらに、研修の一環として、放送大学科目履修制度を利用し、「教育関連科目」、「外国語」等を履修させ教務系職員としての自己啓発を図っている。そのほかにも、学務系事務職員に対しては各種の学務・教務関係の研修に積極的に参加するよう配慮し、毎年多くの職員が参加をしているほか、学習管理システムの使用方法等のe-learningに関する講習に教員のみならず事務職員の参加を促している。

教育補助者については、TA制度を活用しており、TAに対して、各指導教員が適切に指導を行い、教育活動の質の維持及び向上が図られている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 学生による授業評価アンケートの結果を教育の質の向上や改善に積極的に活かしている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 20 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 149,161,626 千円、流動資産 24,992,572 千円であり、資産合計 174,154,199 千円である。当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 48,886,124 千円、流動負債 20,964,480 千円であり、負債合計 69,850,605 千円である。これらの負債のうち、文部科学大臣認可の長期借入金 38,036,842 千円については、文部科学大臣から認可された償還計画どおり附属病院収入から返済している。その他の負債については、そのほとんどが国立大学法人会計基準固有の会計処理により負債の部に計上されているものであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、附属病院収入、外部資金等で構成している。

平成 16 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入及び附属病院収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画等については、平成 16～21 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成20年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用46,071,721千円、経常収益49,403,997千円、経常利益3,332,276千円、当期総利益4,001,919千円であり、貸借対照表における利益剰余金17,465,734千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針に基づく予算配分案を策定し、教育研究活動に必要な経費を経営協議会、役員会の議を経て、学長が決定している。さらに、全学的視点から、戦略的な学内資源配分として、学長裁量経費、学長裁量人員枠を設定し、確保するとともに教育研究等の成果に基づき重点的に配分している。

施設・設備に対する予算については、概算要求によるほか、目的・理念や経営戦略に沿った学内資源配分を行っている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、事務所に備えて置き、一般の閲覧に供している。

また、財務諸表について文部科学大臣の承認を受けた後、官報に公告し、財務諸表等を当該大学のウェブサイトで公表している。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で公表されていると判断する。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則及び監事監査実施基準に基づき、当該年度の監査計画を策定し、業務の適切かつ効果的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的として監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、学長直属の独立した組織として設置された監査室が、内部監査規則及び科学研究費補助金内部監査規則に基づき、当該事業年度ごとに監査計画を作成し、これに基づき監査を実施している。監査結果については、監査室長が監査結果報告書を作成し学長及び被監査部署の長に報告を行っている。

監事、監査室職員及び会計監査人は、情報交換、意見交換、監査結果報告書の提出、監査結果の説明等を行うなど、連携を図っている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

大学の管理運営組織として、重要事項の審議を行う役員会（6人）、主に経営に関する事項を審議する経営協議会（学外委員6人、学内委員6人）、主に教育研究に関する事項を審議する教育研究評議会（学内委員23人）、学長選考会議（学外委員4人・学内委員4人）を置くとともに各学部・研究科等に教授会を設置している。平成20年度からは、企画・国際交流、教育、研究、医療のそれぞれの領域において各担当理事を中心として企画・国際交流戦略会議、教育推進協議会、研究推進協議会、医療戦略会議を設置し、それぞれの領域における現場の意見を集約し重要事項についての審議を行い、役員会に発議を行う体制を構築している。また、平成21年度には、総務・財務・施設担当理事を中心として管理・運営推進協議会を設置している。

事務組織として、事務局に総務部（3課）、財務部（4課）、施設部（3課）、学務部（4課）、学術国際部（3課）を置くとともに、各学部・研究科等及び附属病院、教養部、附置研究所、附属図書館、学内共同教育研究施設等に事務部を置いている。

役職員については、企画・国際交流、総務・財務・施設、教育、研究、医療のそれぞれの領域において、学長を補佐して業務を行う5人の理事と、総括、入試、評価、情報管理、苦情相談・学生支援、広報、産学連携の各担当における重要事項について学長及び理事を補佐し、業務の執行を行う7人の副学長を置いている。さらに、学長及び理事、副学長を補佐する学長特別補佐（12人）、理事を補佐する副理事（6人）を置いている。なお、平成20年度に、学長特別補佐はこれまでの9人から12人へと増員し、より効率的・機動的な業務執行体制を構築し、管理運営組織の充実を図っている。

危機管理等に係る体制については、全学的な「災害対策マニュアル」、「毒物及び劇物取扱いの手引き」を作成しているほか、食中毒・伝染病等が発生した場合の連絡体制を整備するとともに、学生が常時携帯できる学生用の「危機管理マニュアル」を作成している。また、研究費の不正使用防止のための取組として、「国立大学法人東京医科歯科大学における研究者の行動規範」、「国立大学法人東京医科歯科大学における研究活動に係る不正行為防止指針」及び「研究活動の不正行為に対する通報等の流れ」を策定するとともに、固定資産及び物品の購入に係る検収のための検査を適正に実施するため、財務部照査管理課に物品検収センターを設置している。

生命倫理に関する研究や各種の実験等に関しては、規則を策定し、安全管理体制の整備を行っている。

特に生命倫理に関しては、生命倫理研究センターが、各部局の倫理審査委員会の運用をサポートするとともに、講義・セミナー・個別指導の実施やシンポジウムを通じて研究倫理に関する啓発活動を推進している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

学長のリーダーシップの下で効果的な意思決定が行えるようにするため、役員会及び教育研究評議会を原則として毎月開催している。なお、経営協議会は、原則として年4回開催されており、学長を議長として経営等に関する重要事項についての審議・決定を行っている。

平成20年度からは、これらの組織に加えて、学長の執行方針を円滑に実施するため、企画・国際交流、教育、研究、医療のそれぞれの領域において各担当理事を中心とした企画・国際交流戦略会議、教育推進協議会、研究推進協議会、医療戦略会議を設置している。また、平成21年度には、総務・財務・施設担当理事を中心として管理・運営推進協議会を設置し、それぞれの領域における現場の意見を集約し審議事項について審議を行い、役員会等に発議を行う体制を構築している。

さらに、副学長、学長特別補佐等で組織される学長補佐室が設置されており、学長の指示に基づき、学長の企画・立案及び調整を補助し、円滑な運営を図っている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

経営協議会には外部の有識者が学外委員として加わっており、学外関係者のニーズを把握し、管理運営に反映させている。主な取組事例としては、附属病院における、モラルの高い医師及び歯科医師の養成に関する助言・提言を受け、医学部附属病院では後期臨床研修を、歯学部附属病院では歯科臨床研修を開始し、モラルの高い医師・歯科医師の養成を行っている。また、企画・国際交流戦略会議、教育推進協議会、研究推進協議会、医療戦略会議、管理・運営推進協議会が設置され、地域・国際、教育、研究、医療、総務・財務・施設のそれぞれの現場の意見を集約し、それを活用して大学の管理運営に反映させる仕組みが構築されている。

事務職員については、業務量調査等の各種調査を行うとともに、全学の専門員以上の職で構成され、毎月開催される事務協議会を活用して意見交換の機会を設けている。

そのほか、担当教員による学生との直接対話、学生による授業評価アンケート、大学説明会・オープンキャンパス参加者へのアンケート、卒業生・修了生の在籍する企業等に対するアンケート等を実施し、学生や社会のニーズを把握し、管理運営の参考としている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

当該大学には、国立大学法人法第10条に基づき、2人の監事が置かれており、国立大学法人法及び監事監査規則に基づき、監事監査実施基準に従って監査を実施している。監査は定期監査と臨時監査とに分けられており、定期監査については、監事が毎事業年度初めに作成した定期監査に係る監査計画により実施されている。また、監事は監査終了後1か月以内に監査結果報告書を作成し、学長に提出し報告を行っている。そのほか、内部監査業務や外部監査に係る連絡調整を行う監査室において、監事の事務の補佐も行われており、監事監査の支援体制が整備されている。

また、監事からの年度ごとの指摘事項に対して、大学側が実施した改善措置も示されている。平成18～19年度では、「地震等の大規模災害における安全確保と地域の災害拠点病院として医療行為の遂行を図る」ための防災訓練の実施に関する指摘に対して、防災対策として消火訓練及び非難訓練を実施している。当該大学の駿河台地区においても合同防災訓練を実施している。さらに千代田・文京区と協力し、教職員が大地震の揺れ体験を実施している。また、大規模地震を想定し、対応措置、事務、医学部・病院、歯学部・病院の合同防災訓練も実施し、全学的な災害対策マニュアルを作成して危機管理対策を整備している。不正行為に係る行動基準についての指摘に対して、当該大学の研究者の行動規範を制定し、全学的に周知している。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

役員及び管理職員等を、社団法人国立大学協会等が主催する各種セミナー・シンポジウム等に参加させている。事務職員については、職員の能力開発及び専門性の向上を目的とした研修として、新規採用職員及び附属病院等窓口業務に従事する職員を対象とした接遇研修等を行い、職員の意識・能力の向上を図っている。また、当該大学及び東京工業大学、東京海洋大学、横浜国立大学、新潟大学の5大学共同により、ヒューマンスキルを含めた社会人として必要な基礎知識を身に付けること及び能力開発を行うことを目的として、集合研修への参加が困難な職員も受講できるように、自宅パソコンでも研修が可能なe-learning研修を実施している。そのほか、関東・甲信越地区国立大学法人等が主催する国立大学法人会計基準に関する研修、係長研修、課長研修等にも積極的に参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学の管理運営に関する基本方針は、中期目標において、「効率的・機動的な組織運営体制を整備する」を掲げており、ウェブサイトにも掲載されている。その方針を踏まえ、大学の組織、運営等に必要に関連学内規則が整備されており、管理運営に関わる委員や役員に関する規程等が定められている。また、教員については「国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科等における教員組織の在り方に関する要項」において、その役割分担、連携体制、責任の所在等が明確に規定されている。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員を選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

当該大学の目的、計画、活動状況に関するデータや資料は、中期目標、中期計画、各年度計画、各事業年度に係る業務実績報告書、各年度の業務実績の評価結果については、大学評価のページとしてウェブサイト内に一括して掲載しており、大学構成員のみならず学外者も随時閲覧が可能となっている。大学評価のウェブサイト内の学内専用情報では、部局単位での年度計画及び活動実績の閲覧も可能となっている。

また、財務諸表、広報誌、プレスリリース等についても同様にウェブサイト上に掲載しており、法人化後から現在までの実績について閲覧することができる。そのほか、研究活動について毎年度に各部局の講座ごとに英文原著論文・和文原著論文・総説・著書・国内学会発表・海外学会発表・特許数等の当該年度の研究活動を取りまとめ、各部局の「年報」として発行し、各部局・講座等に配布している。

これらのことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

全学的な大学評価に対応するための体制として、評価担当の副学長を室長とした学長直属の評価情報室が設置されており、大学評価に係る情報の収集・調査、評価の分析等を行っている。当該評価情報室の下には、組織・施設作業部会、教育作業部会、研究作業部会、財務・病院・産学連携作業部会が設置されており、それぞれの領域の自己点検・評価及び各事業年度に係る業務実績に関する評価作業等を効率的、機動的に実施する体制が構築されている。

自己点検・評価等については、評価情報室が中心となって、毎年度行われる大学全体としての年度計画及び事業年度に係る業務実績報告書の作成に先立ち、上半期と通期の2回にわたって各部局の組織・施設、教育、研究、財務・病院・産学連携ごとに、根拠となる資料やデータ等に基づいて自己評価を行っている。この自己評価結果及び根拠資料及びデータ等を基に、年度計画に対する取組状況の把握及び進行状況のチェックを行うとともに、各作業部会が中心となって、大学全体としての年度計画及び事業年度に係る業務実績報告書を作成している。

また、各年度計画及び各事業年度に係る業務実績報告書については、ウェブサイト内の大学評価のページに一括して掲載しており、大学構成員のみならず学外者も閲覧が可能となっている。さらに、大学評価のウェブサイト内の学内専用情報では、部局単位での自己点検・評価の閲覧も可能となっている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

国立大学法人法に基づき、中期目標・中期計画については6年に1度、各事業年度に係る業務実績については毎年度、自己点検・評価を行い、報告書を作成し、国立大学法人評価委員会の評価を受けることとなっており、すでに平成16～19事業年度に係る業務実績及び中期目標・中期計画期間の業務実績について評価を受け、評価結果は、ウェブサイトに掲載されている。また、各学部・研究科等は、それぞれのサイクルで外部評価を実施しており、その結果を報告書として作成・公表されている。

これらのことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価委員会による、各事業年度に係る業務の実績に関する評価の評価結果については、役員会、経営協議会、教育研究評議会にて配付され、説明が行われており、特に各部局長で構成される教育研究評議会においては、各部局における評価結果の周知を促している。さらに、ウェブサイト上にも掲載することにより、全学的な周知を図っている。

また、年度評価における指摘事項については、評価情報室から、指摘事項該当部局にフィードバックし、改善に向けた検討及び取組の実施を要請しており、これまでの各事業年度に係る業務の実績に関する評価結果に対する改善に向けた具体的取組も示されている。例えば、人事評価システムの本格実施及び処遇への反映が求められたことに対して、導入スケジュールを作成し、平成21年度実施に向けて準備を進めている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

当該大学では、学長直属の広報室において、広報室長である副学長（広報担当）を中心として、広報実施体制の充実を図り、ウェブサイト、大学概要、広報誌、プレスリリース等を通して、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報を社会に発信している。ウェブサイト及び大学概要については、英語版を作成するとともに、広報誌をリニューアルし、発行回数を年2回から年3～4回へ増やし充実を図っている。プレスリリースについては、掲載に関しての選考要項を策定し、公表する研究レベルの向上を目指しており、平成20年度までに32件のプレスリリースを行い、優れた研究成果等を公表している。

そのほか、各部局においても委員会や担当教員を中心として広報活動等を行っており、教養部においては公開講座等のイベントを継続して実施している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成20年度までに32件のプレスリリースが行われ、生命科学・医学歯学系分野の研究成果等の内容がわかりやすく公表されている。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 国立大学法人 東京医科歯科大学
 (2) 所在地 湯島地区（本部所在地）東京都文京区
 駿河台地区 東京都千代田区
 国府台地区 千葉県市川市

(3) 学部等の構成

学部：医学部、歯学部

研究科等：医歯学総合研究科、保健衛生学研究科、生命情報科学教育部・疾患生命科学研究所

附置研究所：生体材料工学研究所、難治疾患研究所

関連施設：教養部、附属図書館、附属図書館国府台分館、医学部附属病院、歯学部附属病院、歯学部附属歯科技工士学校、医歯学教育システム研究センター、先端研究支援センター、疾患遺伝子実験センター、国際交流センター、情報処理センター、保健管理センター、生命倫理研究センター、知的財産本部、硬組織疾患ゲノムセンター、脳統合機能研究センター

(4) 学生数及び教員数（平成21年5月1日現在）

学生数：学部 1,339 人、大学院 1,358 人

専任教員数：620 人

助手数：0 人

2 特徴

本学は明治 32 年に医術開業試験場に附設された東京医術開業試験附属病院（通称永楽病院）に端を発する。その後、昭和 3 年に日本初の国立の歯科医学校として東京高等歯科医学校が創立され、昭和 19 年には東京医学歯学専門学校と改称した。昭和 21 年に東京医科歯科大学（旧制）となり、昭和 26 年、東京医科歯科大学（新制）が設置された。本学は、医歯学総合研究科、保健衛生学研究科、生命情報科学教育部・疾患生命科学研究所

の3つの大学院組織、医学部医学科、医学部保健衛生学科、歯学部歯学科、歯学部口腔保健学科の4つの学部学科組織、教養教育を担当する教養部、及び生体材料工学研究所、難治疾患研究所の2つの研究所を擁する日本唯一の医療系総合大学院大学である。本学が目指す目標は、良き医師、歯科医師、及びコメディカル分野の医療人の育成はもちろん、世界の第一線で活躍しうる優れた研究者、指導者の育成である。その教育理念は、以下のとおりである。

(1) 幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養を目指す。

医療人が向き合うのは、言うまでもなく病める人です。したがって、患者の痛みが分かり、しかも患者を取り巻くさまざまなバックグラウンドを理解してはじめて、病の適確な診断・治療・介護が可能となります。同時に、医療人は患者の生命に直接関与することから、あるいは患者のところに接する機会が多いことから、それだけ高い倫理観と幅広い教養、そして深い人間愛に裏打ちされたコミュニケーション能力が求められます。

(2) 自己問題提起・解決型の創造的人間を養成する。

学業あるいは研究にあつては、何事も鵜呑みにすることなく、常に「なぜこうなのだろう」「これでよいのか」という疑問を持ちながら、種々の情報を集め解析して、自分で確認・解決できる能力が求められます。特に、これは独創的研究を推進する上で欠かせない能力でもあります。

(3) 国際性豊かな医療人を養成する。

今後、交通手段やメディア・ネットワークの発達により、医療の分野でもその情報と時間の国際的共有化がますます進み、医療人としての国際協力、国連やWHOなどの国際機関への協力、更には宇宙ステーションでの研究協力もあるでしょう。その時に、世界の研究者と対等に、或いはリーダーとして活躍できるように、知識・技術は勿論のこと、十分な語学力と磨かれた国際感覚を備えておかなければなりません。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

（１）第一期中期目標期間における教育に関する目標

1) 教育の成果に関する目標

○学士課程

- ・幅広い教養と複合的な視野を育成する。
- ・論理的思考能力と自発的、自立的な課題探求能力を育成する。
- ・国際化・情報化にふさわしい表現技能を育成する。
- ・医療人としての倫理観を育成する。
- ・科学的探求心を持ち、国際的・学際的に活躍できる人材を育成する。
- ・医療専門職に必要な基礎と臨床の総合的能力の向上を図る。

○大学院課程

- ・深い専門性と高度な技術を習得した、国際性、創造性豊かな人材を育成する。
- ・社会に開かれた大学院として生涯教育のための機会を提供する。

【医歯学総合研究科】・医歯学における臨床志向型研究者及び学際型研究者を育成する。

【保健衛生学研究科】・看護学・検査学の分野における研究者、看護実践分野及び行政分野における指導者を育成する。

【生命情報科学教育部】・生命科学・生命情報の分野における研究者及び関連領域の産業人を養成する。

○教育の成果・効果の検証

- ・多様かつ多段階からなる教育の成果・効果の検証を行う。

2) 教育内容等に関する目標

○アドミッションポリシーに関する基本方針

- ・医療人としての使命感を有する、国際的視野に立った教育者、研究者、職業人となる人材を創生する。

○教育課程に関する基本方針

- ・教育理念に基づく優れた人材の育成を図る。

○教育方法に関する基本方針

- ・高度の専門教育を実施できるような効率的な授業形態の構築などを積極的に推進する。

○成績評価に関する基本方針

- ・医療人養成の観点から厳正・適正な評価を行う。

3) 教育の実施体制等に関する目標

○教職員の配置

- ・教育の実施体制の充実を図る。

○教育環境の整備

- ・より充実した教育環境を構築する。

○教育の質の改善のためのシステム

- ・教員の教育能力の向上を図る。

【全国共同利用施設医歯学教育システム研究センター】

- ・全国共同利用施設として、全国標準の医学・歯学教育プログラムの研究開発を推進する。

・全国共用の客観的学習評価システムの導入・実施・評価に関する研究開発を行い、全国の医歯学教育の場に提供する。

4) 学生への支援に関する目標

- ・学生が、充実した学生生活を送るための学習支援・生活支援体制等の環境の充実を図る。

(2) 各学部学科・研究科等の教育研究上の目的

各学部学科・研究科等は、全学の教育理念及び目標、各学部学科・研究科等の特色を踏まえ、下記の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を策定している。これらの目的は、ホームページ等で公開している。

学部学科・研究科等	人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的
医学部 医学科	未来の医学・医療に求められる知的基盤の充実、判断力の向上および人間性の錬磨を図るとともに、地域および国際社会に貢献する指導的人材を育成する。
医学部 保健衛生学科	豊かな教養と高い倫理観に裏付けられた医療人としての感性を有し、自ら学び研究し、創意工夫することができる人間の形成を目指す。その視点に立ち看護学、検査技術学の2つの領域において、それぞれの専門的領域の知識、技術を教授することにとどまらず、学際的視野に立ち自ら問題を提起し、これを解決する能力を備えた医療人を養成する。
歯学部 歯学科	豊かな人間性を有し、使命感をもって全人的な歯科医療を実践し、国民の健康の維持・増進に寄与するとともに、国際的視野から歯科医学・歯科医療の向上に貢献できる指導者を育成する。
歯学部 口腔保健学科	温かく豊かな人間性を有し、口腔保健・福祉の立場から、人々の健康で幸せな生活の実現のため、専門的知識および技術をもって広く社会貢献し、指導的役割を果たすことのできる人材を育成する。
医歯学総合 研究科	<p>(1) 修士課程</p> <p>急速な進歩を受けて高度に専門化している医学・歯学領域において、出身学部学科で取得した知識・技術を生かしながら、医学・歯学に関する幅広い知識を体系的、集中的に教育し、医学・医療、歯学・歯科医療を支える基礎医学・基礎歯学について豊かな学識を有し、かつ医科学・歯科学の一つの専門分野で高度の知識を有する人材を養成する。</p> <p>(2) 博士課程</p> <p>イ 世界をリードする研究者の養成</p> <p>① 基礎と臨床の融合を図る臨床指向型研究分野で世界をリードする研究者</p> <p>② 医歯学の連携を図る医歯学学際型研究分野で世界をリードする研究者</p> <p>ロ アカデミックドクターの養成</p> <p>① 分化から統合化を目指す全人的診断治療の進歩に貢献する医療人</p> <p>② 医歯学領域を連携させる医歯学統合的医療を遂行出来る医療人</p>
保健衛生学 研究科	<p>(1) 博士（前期）課程 学士課程で修得した知識・技術を基盤に専攻分野における学識を深め、科学的思考と研究能力を養い、倫理観の高い医療人、研究者や教育者を養成する。</p> <p>(2) 博士（後期）課程 保健・医療分野において、広い視野を持ち、国際的・学際的に活躍しうる自立した研究者を養成する。</p>
生命情報科学教育部	<p>(1) 教育部及び研究部方式を導入することにより、社会的ニーズと教育研究分野の変化に適切に対応した教育と研究を実施する。</p> <p>(2) 進展の著しい生命情報の理解を基礎として、分野融合的な先端的生命科学分野の研究・開発を担う人材を育てるとともに、生命情報解析に基づくマネジメント能力を身に着け実践的問題解決能力を有する人材を養成する。</p> <p>(3) 複雑な疾患研究領域と先端的生命科学の融合的学際分野での実践的な研究を推進する。</p>

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準 1 大学の目的

本学は、日本唯一の医療系総合大学院大学として、医師、歯科医師、及びコメディカル分野の医療人の育成はもちろん、世界の第一線で活躍しうる優れた研究者、指導者の育成を目指し、教育理念として「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の養成」・「自己問題提起、自己解決型の創造的人間の養成」・「国際性豊かな医療人の養成」を掲げており、中期目標の中でこうした教育理念をより具体的にした目標を基本的な目標として定めている。こうした理念及び目標の下、目標を実現するための様々な取組を行っている。これらの目的は、本学が発行する各種出版物、ホームページ、新入生オリエンテーションや各種研修等を通じて本学の構成員（教職員及び学生）に周知するとともに、社会に対しても同じく各種出版物やホームページ、入試説明会・オープンキャンパス・大学院入学説明会等を通じて広く公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

本学は、3つの大学院組織、4つの学部学科組織及び教養教育を担当する教養部を擁する医療系総合大学院大学である。学士課程では、医学部医学科、医学部保健衛生学科、歯学部歯学科、歯学部口腔保健学科及び教養部において、本学の教育理念及びそれに基づいた各学部学科等の教育研究目的に沿って、優れた医師、歯科医師、看護師や臨床検査技師、歯科衛生士、コメディカル・スタッフの輩出を目指して教育研究活動を行っている。

教養部においては、適切な教職員の配置のもと、全学共通科目（自由教育科目群、基礎教育科目群、連携教育科目群）の教育を行っている。特に、連携教育科目群（医学部保健衛生学科、歯学部）では、専門教育への動機付けを行うとともに、患者と医師との関係について早期トレーニングを開始し、また、医療倫理を理解するため、専門課程教員と連携して教育を行っている。医学部医学科についても教養教育をより効果的なものとし、専門教育との円滑な移行のために MIC（医学導入コース）を行っている。

大学院課程では、医歯学総合研究科、保健衛生学研究科、生命情報科学教育部の合計 15 の専攻において各研究科等の教育研究目的に沿って、教育研究活動を行っている。医歯学総合研究科修士課程では、質の高い医療サービスを提供するための戦略的な管理運営を行う知識と技能を備えた医療管理政策に携わる専門職の養成を図るべく、病院管理者ならびに医療政策等の立案に携わる社会人を主な対象として、四大学連合（東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学）による医療管理政策学コースを開設し、医療管理並びに医療政策の分野において指導的立場で活躍する人材の養成を図っている。

また、附属病院を始めとした大学の教育研究に必要な附属施設やセンター等が整備されており、各施設等はいずれも各施設規程において明確に設置目的が定められており、その目的に沿って運用され、本学の基本的目標及び教育理念の実現のために貢献している。

教育活動に係る重要事項の審議及び教育課程や教育方法等の検討については、大学全体としては毎月 1 度開催される教育研究評議会において審議し、各学部・研究科等においては、それぞれに設置された教育委員会等において審議を行い、教授会・研究科委員会の議を経た上で、これら委員会が承認事項を実施に移す体制となっている。その他、大学全体の教育に関する構想・戦略等について審議する組織として、平成 20 年度からは教育推進協議会を設置した。

基準 3 教員及び教育支援者

教員組織編制の基本方針及び教員の適切な役割分担、連携体制、責任の所在については、それぞれ「国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程」、学則、大学院学則、「国立大学法人東京医科歯科大学の分野・診療科

等における教員組織の在り方に関する要項」において明確に規定されており、これらの規則等に基づき、適切な教員組織が編成され、教育の目的を達成するために、授業は当該授業の対象とする研究領域およびそれに隣接する領域を専門とする教員が担当している。

また、学士課程、大学院課程ともに、大学設置基準及び大学院設置基準において必要とされる専任教員数の基準を満たすとともに、教育上主要と認める授業科目には専任の教授又は准教授が配置されている。

教員組織の活動を活性化するための措置としては、全学的に任期制の導入が行われており教員の流動性が図られるとともに、再任にあたっては教員業績評価を行い再任の可否を決定するなど教員組織の活性化が図られている。さらに、教員採用の公募制や、対象別・テーマ別のFD研修会の実施等の取組を行っている。なお、公募制による教授選考にあたっては、教育・研究・臨床等についての業績評価とプレゼンテーション審査を行っている。

教員の採用基準や昇格基準等については採用、昇任等について「国立大学法人東京医科歯科大学教員等の任免規則」に定めており、採用基準・昇任基準については、「国立大学法人東京医科歯科大学教員選考基準」に明確な基準が定められている。教員の教育活動に関する定期的な評価については、各学部・研究科等において、学生による授業評価や学生と教員の相互評価を行い、各教育委員会等を中心に教育の評価・効果について検証し、教育の現場にフィードバックしている。その他、教育課程を遂行するのに必要な事務職員、技術職員及びTA・RA等の教育支援者が適切に配置されており、事務処理や教育研究補助など様々なかたちで教育支援を行っている。

基準4 学生の受入

本学の基本理念、教育目的に沿って大学全体の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められており、この入学者受入方針を踏まえて各学部・研究科等において、より具体的な入学者受入方針を定めている。これらの入学者受入方針は大学概要、大学案内、学生募集要項、入学者選抜要項、ホームページ等を通じて学外関係者へ周知されている。

入学者受入方針に沿った本学及び各学部等の求める学生を受け入れるため、学士課程では、一般選抜入学試験（前期日程・後期日程）、推薦選抜、私費外国人留学生選抜及び学士編入学選抜、第3年次編入学試験を実施している。学力検査、小論文、面接等により各学部の教育理念、教育目標、求める学生像に沿った学生の選抜を実施している。大学院課程でも、各研究科等の入学者受入方針に沿った入学試験を行っており、筆記試験、面接、口述試験等により学生の選抜を実施している。その他、医歯学総合研究科及び生命情報科学教育部では、外国人留学生を対象としたプログラムの学生募集を行っており、書類選考や面接により選考を実施している。

学士課程の入学者選抜試験の実施体制については、入学試験委員会が中心となり下部組織等と連携して入学者選抜試験の運営を行っており、試験実施に際しては、監督要領等を作成し事前に説明会を行い、当日には入学試験実施本部を設置し、公正で、適正な実施体制で試験を行っている。大学院課程の入学者選抜についても、各研究科等の入学試験委員会が中心となって学部と同様に公正で、適正な実施体制で入学者選抜試験を行っている。

また、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組や入学者選抜の改善については、入学試験委員会の下部組織である入学者選抜方法改善委員会が、他大学や受験者等の動向を勘案するとともに、入学者のその後の就学状況等を検証したうえで、効果的な改善提案を提起し、入学試験委員会の議を経て改善を行っている。

本学の平成17年度から平成21年度までを合計した入学定員に対する入学者数の平均比率は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっておらず、各学部・研究科等ともに実入学者数は、入学定員を充足している。

基準 5 教育内容及び方法

学士課程、大学院課程ともに、教育の目的や学位の種類に応じて教育課程は体系的に編成されており、授業内容は教員の研究の成果を反映し、教育課程の趣旨に沿ったものとなっている。学士課程の授業科目は、全学共通科目と専門科目から構成されており、各学問領域を体系的に履修できるように適切に配置されるとともに、各学部生の1、2年次（保健衛生学科と口腔保健学科は1年次）においては、連携教育科目（医学部保健衛生学科、歯学部）やMIC（医学部医学科：医学導入コース）を受講することとなっており、教養部と学部間における教育内容の一貫性の向上を図っている。

学生のニーズ、学術の発展動向、及び社会の要請への対応については、実習や少人数教育など多様な授業形態をバランスよく配置しているほか、各種教育プログラムを有効に活用している。また、単位の実質化への配慮として、冊子体の履修要項を学生へ配布するとともに、入学時のガイダンスなどで教員による履修指導を行っているほか、e-learningを活用した自主的学習環境の整備を行っている。さらに、学士課程では、必修科目の配置の工夫、学力認定試験及び補強コースの履修、共用試験 CBT、OSCE 等の取組を実施している。

シラバスについては、全学部学科・研究科等において適切に作成され、学則、大学院学則等も含めた教育要項・履修要項として、学生に配布され、ホームページへの掲載及びガイダンスにより周知を行うとともに、授業の予習復習などに活用されている。さらに、学生の自主学習を支援するために、教室やコンピューター設備を学生に開放するとともに、基礎学力不足の学生への配慮について、学士課程の全学共通科目においては、補講科目を設定し学習を支援しているほか、自然系の講義科目では習熟度別のクラス編成を拡大し、きめの細かい学習指導を行っている。

その他、学部及び大学院学則に基づき、各学部・研究科等はその教育目的に応じて成績評価基準や卒業認定基準が定められており、各教育要項・履修要項に明記するとともに、履修ガイダンス及びホームページへの掲載等により学生に周知している。成績評価や卒業認定については、各教育委員会で審議され、各教授会・研究科委員会等の議を経て毎年度適切に実施している。大学院課程においては、複数の教員が研究指導を行うとともに、学位論文については、学位規則及び各研究科等の内規に基づき、学位論文審査委員会を設け、予備審査、本審査等、数段階の審査を経て審査され、最終的に研究科委員会が議決を行い、適切に学位が授与されている。なお、成績評価、単位認定・修了認定等について、学生が不服を申し立てる場合には、各教務担当事務もしくは直接担当・指導教員に申し出ることができる体制をとっており、必要に応じて各教育委員会が学生の疑義申し立てに対して確認・審議を行う体制を整えている。

基準 6 教育の成果

大学全体の教育理念及び基本的目標に沿って、各学部・研究科等の教育目標が明確にされており、定期試験や学力認定試験、共用試験 CBT、OSCE、卒業論文、卒業試験、学位論文等を通じて、そうした目標への到達度の検証・評価が行われている。また、国家試験合格率、卒業生・修了生や就職先企業からのアンケート調査等を通じて検証・評価を行っている。

平成20年5月1日現在における休学、退学・除籍、留年は、学士課程では、医学部3.8%、歯学部4.2%であり、各学部学科に関連する各国家試験の平成20年度の合格率は、医師97.7%、歯科医師88.5%、看護師100%、臨床検査技師88.5%、保健師100%、歯科衛生士100%、社会福祉士72.2%といずれも高い数値を示しており、例年と同様に多くの学生が各国家試験に合格している。大学院課程についても、学位論文は国際的な学術誌に掲載された多くの研究があり、高いレベルにあることから、教育の成果や効果が上がっている。

また、学生から授業評価・アンケート等を通じて意見聴取を行うとともに、卒業（修了）生や、就職先等

の関係者からもアンケート等による意見聴取を行っており、いずれも高い評価を受けていることから教育の成果や効果が上がっている。さらに、卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について、教育の成果や効果が上がっているかとの観点からも、医学部医学科及び歯学部歯学科についてはほぼ全ての学生が臨床研修医となっており、その他の進学者、就職者についても在学中に得た知識や経験、技術等を活かす道に進んでいることから教育の成果や効果が上がっている。

基準7 学生支援等

本学では、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスを学士課程・大学院課程ともに4月当初に適切に実施しているほか、新入生オリエンテーションや初期研究研修プログラムなど特色ある取組を行っている。学習支援に関する学生のニーズの把握について、学生からの授業評価・アンケートや担当教員が直接学生と面談することなどにより把握しており、学生相談、助言、支援については、学生委員会委員及び各部局の担当教員制度によって教育・生活の両面の相談・指導を行っている。その他、生活面や健康面、留学等のケースにより学務部、保健管理センター、国際交流センター、ハラスメント相談員等においても学生の種々の問題について助言や援助を行っている。

留学生に対する支援として、国際交流センター及び学術国際部学術連携・国際課国際交流掛において日本語予備教育、日本語補講、研修等や相談室、チューター制度等により生活・学習面での支援を行っている。社会人学生への学習支援については、社会人を主として受け入れる夜間コースの設置や社会人を対象とした人材養成プログラムを活発に実施している。障害を持つ学生に対しては、関係部局において学生委員会・教育委員会と担当教員及び事務局学務部が連携して対応する体制となっている。

自主的学習環境の整備については、附属図書館本館及び国府台分館を含めた各地区において、自習室・演習室等を整備し自主学習が行いやすい環境を整えている。さらに、WebCTを全学統一で導入し、授業時間外に学内PCや自宅PCから、授業映像の視聴や授業資料の閲覧等が可能とするなどの取組を行っている。

学生のサークル活動や自治活動等の課外活動への支援として、学務部学生支援課がそれらの窓口になるとともに、本学の各施設の使用が可能となっており、課外活動施設の維持管理及び使用についての指導連絡調整を行い、活動を支援している。

留学生も含めた、学生の経済面の援助については、入学料の免除並びに徴収猶予、授業料免除並びに徴収猶予、奨学金制度等が取扱規程に基づいて行われているほか、経済的な理由等でアルバイトをすることが必要な学生のためにアルバイト情報をWebサイトで公開し、パソコンや携帯電話から最新情報を閲覧できるように整備している。また、寄宿舎として国府台地区に男子学生用、女子学生用、外国人留学生用の3つの宿舎が整備されている。

基準8 施設・設備

本学では、湯島地区、駿河台地区、国府台地区の3地区を合計して、大学設置基準に定められた面積を上回る校地面積106,402㎡、校舎面積121,493㎡を有し、教育研究等に必要な施設及び設備が整備されている。バリアフリー化への配慮については、各地区にバリアフリー施設・設備の整備を行っている。情報ネットワークシステムについては、情報処理センターにおいて適切な整備がなされているとともに、利用に必要なサービスの提供等の業務についても行われている。また、各地区ともに学生が利用可能なPCの整備が適切に行われている。また、e-learningの取組として、WebCTを全学統一で導入し、教育環境の充実が図られているほか、現代的な教育ニーズ取組支援プログラムとして「ICT活用教育と従来型臨床現場実習の連携」が採択されている。

大学全体の施設・設備の運用に関する方針として「医歯学総合研究棟Ⅱ期の基本構想」及び施設の有効活用に関する「東京医科歯科大学における施設の有効活用に関する基本方針」が策定されており、各主要施設・設

備等の運用については、学内諸規則や専用ページ等で目的や運用に関する方針等が明確になっている。これらの方針や学内諸規則については、部局長やホームページ等を通じて学内周知が図られている。また、施設の有効活用に関する方針に基づいて、共用スペースの確保及び運用が行われており、ホームページにて運用内規が掲載され周知が図られている。

附属図書館及び国府台分館の蔵書状態は、図書冊数 200,386、学術雑誌タイトル数 2,714、視聴覚資料点数 1,018、電子ジャーナル契約数 5,897 であり、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整備されている。利用状況についても、平成 19 年度実績では入館者数が 210,910 人、貸出図書が 12,726 冊となっており有効に活用されている。また、附属図書館では e-learning 教育の全学的支援を行っており、各種 e-learning システム、自習用コンテンツの運用管理を行い、授業や自主学習などにおいて幅広く活用されている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況について、その活動の実態を示すデータについては、各種管理規則のもと担当事務が適切に収集し蓄積している。また、教員の教育研究活動を示すデータについては、教員業績評価報告書や研究者総覧データベースとして収集・蓄積している。

大学の構成員（教職員及び学生）の意見及び学外関係者の意見が、授業評価・アンケートや卒業生・修了生等に関するアンケート等により適切に聴取されており、それらの意見を基にして、カリキュラムや学生の指導体制の見直し等、今後の教育活動の改善に活かされている。

各学部・研究科等では、授業評価結果について担当教員にフィードバックしており、個々の教員の教育活動の継続的な改善に結び付けている。また、組織的な取組として、ファカルティ・ディベロップメント (FD) が、特性に合わせて各学部・研究科等において実施されており、各年度によりテーマを変えながら各教員の教育技法等の向上を図っている他、テーマ別・対象別に多様な FD を実施しており、これらの取組により教育技法の向上のみでなく、学生授業評価の活用、カリキュラムプランニング、シミュレーション教材の作成など広範に渡る教育の質の向上や授業の改善が図られている。

教育支援者については、各種研修会に積極的に参加して、意識、資質及び事務能力の向上を図っている他、教育補助者 (TA) については、各指導教員が適切に指導し、教育活動の質の維持及び向上を図っている。

基準 10 財務

本学は、平成 16 年度の国立大学法人化に伴い、国から承継した土地・建物等の資産を中心に構成されていること、また、経常的収入については、運営費交付金、授業料等の学生納付金、附属病院収入等を継続的に確保するとともに、外部資金の獲得に努めており、安定した教育研究活動を遂行している。

また、予算配分については各年度において予算編成方針を策定し、配分を行うことに加え、学長のリーダーシップによる柔軟で機動的な法人運営を実現するため、学長裁量経費、学長裁量人員枠及び共用スペースを設定確保し、戦略的な資源配分を行っている。

財務諸表等については、法令に基づき官報に公示するとともに、大学のホームページへの掲載により公表が行われている。

財務に対する監査については、監事監査、会計監査人による監査、監査室による内部監査によって、それぞれの役割・目的に応じた計画的な監査を実施するとともに、監事、会計監査人、監査室それぞれが監査結果について学長への監査報告を行っており、適正な会計監査等が行われている。

基準 11 管理運営

管理運営組織については、役員会及び教育研究評議会は月 1 回定期的に、経営協議会についても年 4 回の開催

を原則として適宜開催されており、重要事項の審議等を行い、機動的かつ効果的な意思決定が行われている。また、学長のリーダーシップの下で、「企画・国際交流」、「教育」、「研究」、「医療」、「総務・財務・施設」のそれぞれの領域において各担当理事を中心として、各領域重要事項について審議を行い、役員会等に発議を行う「企画・国際交流戦略会議」、「教育推進協議会」、「研究推進協議会」、「医療戦略会議」、「管理・運営推進協議会」が設置され、現場の意見を集約し、活用する仕組みが構築された。これにより、役員会等において活発な提案が行われ、より効果的な意思決定が行われる体制となった。事務組織については、事務局のほか各学部・研究科等に事務部が置かれており、大学運営の企画立案に参画するとともに、教育研究の支援業務を行う職員を適切に配置している。

危機管理等に係る体制については、全学的なマニュアル及び学生用の危機管理マニュアルを作成したほか、研究費の不正使用防止のための取組として、行動規範等を策定するとともに、固定資産及び物品の購入に係る検収のための検査を適正に実施するための物品検収センターを設置した。その他、生命倫理に関する研究や各種の実験等に関しても、規則を策定し、安全管理体制の整備を行っている。

大学の構成員及び学外関係者のニーズの把握については、「企画・国際交流戦略会議」、「教育推進協議会」、「研究推進協議会」、「医療戦略会議」、「管理・運営推進協議会」においてそれぞれの現場の意見を集約、活用し大学の管理運営に反映させる仕組みを構築したほか、経営協議会の学外委員からの意見、担当教員による学生との直接対話、学生による授業評価アンケート、大学説明会・オープンキャンパス参加者へのアンケート、卒業生・修了者の在籍する企業等に対するアンケートを通じて学内外の意見を収集し、これを管理運営に反映させている。

監事については、監査規程、監事監査計画等に基づき、業務監査を適切に実施しており、大学は監事の指摘事項について改善へ向けた取組を行っており、適切に機能している。

管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組については、理事や管理運営職員については、担当領域に関連する会議や各種セミナー・シンポジウムへ出席しているほか、事務職員についてはテーマ別・階層別に各種の研修等が多数行われており、組織的に資質向上の取組を図っている。

管理運営方針については、中期目標に明確に定められており、ホームページにおいて学内外に公表している。こうした方針や国立大学法人法の規定に基づき、学内諸規則等の制定が行われている。

中期目標・中期計画・年度計画、大学の概要、各事業年度に係る業務実績報告書、各年度の業務実績の評価結果については、大学評価のページとしてホームページ内に一括して掲載しており、随時閲覧が可能となっているほか、財務諸表、広報誌、プレスリリース等についても同様にホームページ上に掲載しており、法人化後から現在までの実績について容易に閲覧することができる。

自己点検・評価等については、評価情報室が中心となって、毎年度行われる大学全体としての年度計画及び事業年度に係る業務実績報告書の作成に先立ち、上半期と通期の2回に亘って学内各部局の組織・施設、教育、研究、財務・病院・産学連携に分けて自己評価を行っており、この自己評価結果等を基に、年度計画に対する取組状況の把握及び進行状況のチェックを行い、大学全体としての年度計画及び事業年度に係る業務実績報告書の作成を行っている。また、評価のフィードバックについては、役員会等の会議及びホームページで周知徹底を図るとともに、指摘事項のあった該当部局については、評価情報室から改善に向けた検討及び取組の実施を要請し、迅速な対応を行っている。

大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報の社会への発信については、広報室が中心となって、ホームページ、大学概要、広報誌、プレスリリース等の広報手段の拡充や見直しを行い、広報の充実を図ることにより、広く社会に対して本学における教育研究活動の状況や、活動の成果に関する情報を分かり易く発信している。